

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

資料1-2

通番	基本方針	主要 施策 番号	事業 番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
1	I	(1)	1	①	高齢者の社会参加の促進を目的として、平成29年8月にセンターを開設したが、利用者が伸び悩んでおり、利用者の増が課題となっている。 また、1人でも多くの方が積極的に社会参加できるよう、多彩な情報提供を行っていくことが求められる。	生涯現役応援センター	高齢者の就労や地域活動等の情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口を設置して社会参加を促進します。出張相談を積極的に展開し、利用者の増加に努めます。	○出張相談の実施 出張相談を年間100回実施した。 ○活動先の開拓強化 高齢者に適した就労、ボランティア活動・地域活動先の開拓の強化に努めた。 ○ICTを活用した情報発信、相談の実施 ホームページにより新規利用者の獲得、関係企業からの求人依頼を受け付けた。また、web会議システム等を活用したオンライン相談を実施した。 【R7マッチング件数(実績)】 ・529人	◎	【課題】 目標を上回るマッチング件数を達成した。今後もマッチング数の増加を目指し、以下の対応策を実施する。 【対応策】 ○出張相談 100回の出張相談を実施し一定の相談者を獲得できたが、更なる利用者獲得のためのSNSやLINEなどで広報を行う。 ○活動先の開拓強化 セミナー準備等に時間をとられ、十分に開拓強化ができなかった。高齢者の採用に積極的な企業に的を絞り開拓する。 ○ICTを活用した情報発信、相談体制の構築 ホームページによる新規利用者の獲得、関係企業からの求人依頼を受け付ける。ホームページの周知のためSNSやLINEなどで広報を行っていく。			
2	I	(1)	2	①	地域の課題解決に向け、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材の育成が求められている。	ちばし地域づくり大学校	地域課題の解決力を強化するため、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を養成します。	地域福祉活動・ボランティア活動に参加する人材や、地域福祉活動・ボランティア活動の知識、技能、経験や幅広い視野を身につけ、地域での活動においてリーダーとして活躍できるような人材を養成することを目的として講座を実施した。 入門コース：定員30人×1クラス＝30人 基礎コース：定員20人×1クラス＝20人 ステップアップコース：定員20人×1クラス＝20人 町内自治会コース：定員26人×1クラス＝26人 修了者数：53人	○	【課題】 令和7年度は、町内自治会コースの新設や新たな広報手段の活用により、応募者数は令和6年度から20名増の86名となり、一定の成果が見られた。一方で、修了者数は例年と同様に50名程度にとどまっており、就労や介護等を理由とした途中退学者が多いことが課題となっている。 【対応策】 受講生アンケートを基に、コースごとの講座回数の見直しを行うほか、受講生のモチベーション維持に向けたフォローアップに努める。			
3	I	(1)	3	①	高齢化の進展に伴い、高齢者に関する各種相談に応ずるとともに、介護予防と生きがいづくりとして高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動や世代間交流等の機会を提供する場が必要である。 また、ボランティア気運を醸成するため、受け入れ体制の整備等が必要となっている。	いきいきプラザ・いきいきセンター (老人福祉センター)の管理運営	健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施します。	延利用者数601,343人 いきいきプラザ運営 6か所 いきいきセンター運営 9か所 健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施した。	◎	【課題】 コロナ禍で利用を見合わせた者が再度施設を利用するよう、市政だより、SNS、近隣自治会への回覧など積極的な広報を実施し、目標値を達成することが出来た。 【対応策】 コロナ前の水準以上に延べ利用者数を増やせるよう、引き続き広報に努めるほか、出張による事業実施により全市的な介護予防の展開を図る。			
4	I	(1)	4	①	会員の高齢化や役員の担い手不足等により会員が減少していることから、負担を軽減し活動を継続させていくための支援やクラブへの入会がメリットをもたらす魅力あるクラブづくりに取り組んでいく必要がある。	老人クラブの育成	地域の自主活動団体である老人クラブが介護予防・社会奉仕活動に積極的に取り組めるよう、会員の増強や事務負担軽減について指導・育成します。	高齢者の生きがいを高め健康づくりに向けた活動やボランティア活動を通して、地域を豊かにする活動をのサポートを継続して行った。また、SNSや広報誌等での情報発信に対するサポートを通じて、退会者の抑制と老人クラブへの新たな入会者の獲得を目指した。 会員数：7,909人	◎	【課題】 全町内自治会への補助金制度の案内送付等を機に新設クラブが数クラブ見られたものの、役員の担い手不足や会員の高齢化を背景にクラブの解散が相次いでおり、会員数の減少が続いている。 【対応策】 既存クラブへの継続的な支援により退会者の抑制を図るとともに、事業の周知を通じて新規クラブの設立を促進し、会員数の維持に努める。			
5	I	(1)	5	①	シルバー世代が長年にわたり培ってきた知識・技能・経験を活かし、生きがいの充実や地域貢献ができるよう、就業の場を提供するシルバー人材センターの運営を補助している。一方、高齢者雇用安定法に基づく65歳定年制の導入が進んだことで、会員の高齢化や会員数減少の傾向にある。 そのため、組織の活性化を促し、雇用開拓による新規会員の増強や介護・育児等の人手不足分野へのマッチング体制の強化が重要となっている。	シルバー人材センター	新たな会員の入会を促進するために商業施設などで出張相談会を開催するなど会員の増強に努めます。高齢者にとって魅力的な就業機会創出のため雇用開拓をさらに進めます。	就業延べ人数は197,083人 新たな会員の入会を促進するために商業施設などで出張相談会を開催するなど会員の増強に努めた。また、高齢者にとって魅力的な就業機会創出のため雇用開拓をさらに進めた。 ・ホームページを活用した入会の促進 ・毎月の就業相談会の開催 ・出張相談等によるアウトリーチの強化 ・女性会員の活躍推進のためのチラシ配布・企画講座の実施 ・生活援助型訪問サービス事業	◎	【課題】 ・R7年度目標について、概ね83%に留まり、数値目標を上回ることができなかった。 ・R6まで増加傾向にあった会員数が、R7は微減している。(R7年度：2,232人) 【対応策】 ・会員のニーズや能力に応じた仕事を開拓する。 ・市民、企業がシルバーに発注したくなるような事業の周知やメリットを発信する。 ・月1回の就業相談会や長期未就業会員の現況調査など、会員のフォローアップを行い就業先の確保を進める。 ・市民、企業がセンターを発注先の選択肢としてもらうため、センターで受注している仕事内容や料金の目安などを広く周知する。			
6	I	(1)	6	①	超高齢社会に対応するため、社会福祉施設等を地域の福祉拠点として活用し、地域住民と協働して様々な地域連携事業を行い、介護予防と生きがいづくりを促進する必要がある。	高齢者福祉施設の地域福祉拠点としての利用促進	地域の福祉拠点を増やすとともに、社会福祉法人と地域住民の交流を促すため、高齢者福祉施設が有する地域交流スペースの利用を促進します。	地域住民による利用を促進するため、施設名、利用時間、利用料金、利用できる活動の種類をHP及び「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」等に掲載するなどの情報発信を行った。	◎	【課題】 社会環境や生活様式の変化を受け、施設の面会や利用に関する制限的な運用が定着し、地域における施設利用の停滞が見られる。 【対応策】 今後の安全面への配慮や運営状況との調整を図りつつ、施設側に対し、再開を求めていく。			
7	I	(1)	7	①	今後、ますます高齢者人口が増加していく中で、高齢者自身の介護予防促進は重要である。一方で、感染症対策のためボランティアの受入を制限している介護施設等が現在も多数あり、ボランティア登録者の活動の場が制限されている。	介護支援ボランティア	介護予防及び地域における支援の担い手を増やすため、登録者数の拡大や受入施設とのマッチングを強化し、活動の促進を図ります。	介護予防及び地域における支援の担い手を増やすため、登録者数の拡大や受入施設とのマッチングを強化し、活動の促進を図った。 ・ボランティア登録者数 1571人 ・新規登録研修(定員20～40人)3回実施 ・新規登録研修(定員4人)7回実施 ・ボランティア交流会1回開催	○	【課題】 登録後、活動していない登録者が一定数いるため、活動へつながる支援を実施するなど活動の活性化を図る。 【対応策】 引き続き、登録者同士や登録者と受入機関の交流会を実施する。また、希望者にはメール配信により受入機関とのマッチングを促す。			

通番	基本 方針	主要 施策 番号	事業 番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
8	I	(1)	8	①	より多くの市民の方に施設を利用していただき、ボランティア活動・市民公益活動への参加を促すため、数値目標を設定した。 指定管理者によるノウハウを活かしたサービスの提供や効果的なPRを行っている。 施設の認知度向上のため、今後も積極的に施設のPRを行っていく。	千葉市民活動支援センター	指定管理者のノウハウを生かした各種講座や相談業務の実施により、市民のボランティア活動・市民活動団体の活動の底上げを図るとともに、活動場所の提供や団体間の交流促進を図っていきます。				SNSやホームページを活用した施設PRを行うとともに、各種講座や相談対応の周知を適切な時期に行い、参加者の要望に応じてオンラインも含めた実施方法を検討する等、参加しやすい工夫を行った。 【R7登録団体数(実績)】 ・802件	◎	【課題】 令和6年度末時点より登録団体数が34団体増加した。施設のPR・呼びかけ等を積極的に行った結果、団体数の増加につながったと思われる。 【対応策】 引き続き団体登録の魅力をPRし、来訪者に団体登録を促す。
9	I	(1)	9	①	少子高齢化や地域の担い手不足が進んでおり、生活支援コーディネーターと連携し、地域の実情に応じた通いの場の創出や活動支援、担い手の発掘等に取り組む必要がある。	生活支援体制整備の充実	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活できるよう、関係機関と連携し、地域資源の収集・創出、マッチングを行うなどの生活支援コーディネーターの活動を強化します。				生活支援コーディネーターの適正配置を進めるため、受託法人との調整や体制の検討を行った。また、把握した地域資源を生活支援サイトで管理・公開するとともに、地域活動を通じて構築した関係機関とのネットワークを活かし、担い手の発掘に取り組んだ。あわせて研修等を行い、生活支援コーディネーターの資質向上に努めた。	○	【課題】 住民主体の通いの場や支え合い活動の担い手不足等により、地域活動の継続や新たな立上げが難しくなっている。 【対応策】 多様な主体による体制整備の推進が図れるよう、協議体等を活用して、地域の実情に応じた連携を推進する。
10	I	(2)	1	①	後期高齢者の増加により、介護・支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、健康寿命の延伸に向けて、高齢者のフレイル予防への正しい知識を普及し、健康づくりに自ら継続して取り組む必要がある。	介護予防の情報提供 【新規】	健診結果等の情報をもとに、健康課題を有する高齢者に対し、フレイル予防の啓発資料と健康状態に合わせた介護予防事業の案内を行うことで、自ら健康づくり(フレイル予防)に取り組めるように支援します。				令和6年度に引き続き、健診結果等の情報をもとに、健康課題(口腔、栄養、運動機能等)を有する高齢者に対し、フレイル予防の啓発資料と健康状態に合わせた介護予防事業の案内を送付し、自ら健康づくり(フレイル予防)に取り組めるように介護予防の知識普及を図った。 ＜発送数＞※重複あり ・口腔:3,882人 ・栄養:691人 ・運動:3,881人 ⇒案内を見て事業に参加した者の数236人	◎	【課題】 ・口腔機能健診など、受診者の増加につながった事業がある一方で、各区の健康課が実施する健康教室などでは、発送数に対して参加者の割合が低い事業も見られた。 ・対象者が通知を受けた理由が分からず、市で問い合わせを受けることがあった。 【対応策】 送付文や封筒の表記を見直し、送付の目的や理由が一目で伝わるよう工夫することで、対象者が自身の健康状態への関心を高め、事業への参加意欲を喚起できるよう取り組む。
11	I	(2)	2	①	オーラルフレイル(口腔の虚弱)の予防のため、歯周炎を有する人を減らす必要がある。	口腔ケア事業 (口腔機能検診) 【拡充】	協力歯科医療機関にて口腔機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防するための指導を行います。また、かかりつけ歯科医を持つことや定期的な歯科健診のきっかけとなることを目指します。なお、健診結果から把握したオーラルフレイルが疑われる高齢者に対し、受診勧奨を行い、一層の口腔機能低下の予防に努めます。				令和6年度に引き続き、協力歯科医療機関において、口腔機能低下の早期発見とその悪化を防止するための指導を行った。希望者に健康課での口腔機能健診票の発行に加えて、特定健診及び健康診査の結果から把握した、口腔機能低下が疑われる高齢者に対して、口腔機能健診の案内とともに、口腔機能健診票を送付し、受診を促進した。 受診者数:389人	○	【課題】 昨年度と比較して、受診者数が減少。特に健診票送付対象者の受診率が低かった。また、かかりつけ歯科医療機関が協力歯科医療機関でないために受診につながらないことがある。 【対応策】 受診意欲を喚起できるよう、健診票発送対象者への案内文等を見直す。 区の事業や市のイベントを通じて、積極的に事業の周知を行う。引き続き歯科医師会へ協力医療機関の増加を依頼する。
12	I	(2)	3	①	「日頃、健康づくりに取り組んでいない」市民が約半数いる状況であり、市民の意識醸成を図り、主体的に健康づくりに取り組む市民を増やすことが必要である。	健康づくり広報・啓発	健やか未来都市ちばプランの次期計画を踏まえ、主体的な健康づくりの重要性等について広報・啓発を実施し、市民の意識醸成を図ります。				健康づくりに係る意識醸成を図るため、健やか未来都市ちばプランの次期計画の内容を踏まえたリーフレットを作成し、周知啓発を行った。また、市民の主体的な健康づくりの啓発のため、モノレール広告を実施するとともに、食塩摂取量の減少に向けた取り組みを行った。	◎	【課題】 リーフレット等により一定の認知は得られているが、健康無関心層への理解促進が十分に行えていない。 【対応策】 健康無関心層を含め、より広い関心が得られるように現状の周知方法に加え、関心が得られる場面や機会を増やすことを目指す。
13	I	(2)	4	①	ウォーキング等、市民がいつでもどこでも気軽に取り組める運動を普及している。しかし、65歳以上の男性の身体活動量及び運動習慣、20歳から64歳の女性の運動習慣の割合が増えている現状がなく、改善が見られていないことが課題である。	個人や地区組織が行う健康づくりへの支援	無理なく健康づくりに取り組むきっかけとして、個人や地区組織等が行う健康づくりの取組みに対しポイント付与等を行い、地域での健康づくりを支援します。				個人が行うウォーキングや地区組織等が行うラジオ体操等の健康づくりを点数化し、インセンティブを受け取る仕組みを引き続き実施することで、運動習慣の普及・啓発を図った。 【実績】 85団体	◎	【課題】 地区組織等については、取り組む団体や参加者が固定化しているほか、個人のウォーキングの参加者も一定程度いるものの、幅広い参加があるとは言えない状況にある。 【対応策】 引き続き、効果的な啓発に努め、参加者の増加を目指す。
14	I	(2)	5	①	講演会などの集団健康教育及び禁煙に関する個別健康教育等を実施している。 健康課題の多い壮年期(働き盛り年代)へのアプローチが難しい。	健康教育	生活習慣病の予防など健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることで、主体的な健康づくりを促します。				講演会などの集団健康教育及び禁煙に関する個別相談を実施した。回数的には全回開催したが、対象者はほぼ高齢者であった。	◎	【課題】 青年期壮年期等の市民の参加が少なく、対面実施に限界がある。 【対応策】 講演会は、オンデマンド配信を拡大し、禁煙の相談はメール等を活用する。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)						
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策	
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)				
15	I	(2)	6	①	栄養改善、口腔機能の向上、ロコモティブシンドローム予防、認知症予防等、介護予防に関する講演会や教室を実施している。 フレイル予防についても普及・啓発を進めることが課題である。	介護予防教育	講演会等により、運動・栄養・口腔ケア等介護予防(フレイル予防)に関する正しい知識や情報を普及することで、高齢者自身の介護予防に対する意識を高め、自主的に継続して介護予防に取り組めるように支援します。また、保健福祉センターの医療専門職(保健師または看護師・管理栄養士・歯科衛生士)が地域の通いの場に出向き、フレイルに関する健康教育を行うとともに、参加者の健康状態の把握や健康相談を行います。	フレイルに関する講演会開催回数(回)	6	6	6	介護予防に関する正しい知識の普及を図るため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業と連携しながら、様々な機会や媒体等を活用した周知に努めた。 また、健診結果等の情報をもとに、個人の健康課題に応じた介護予防に資する情報提供を行った。	○	【課題】 ・市民に介護予防に関する正しい知識を持っていただき、健康な状態のうちから、自主的に健康維持に取り組んでいただけるように、啓発を強化していく必要がある。 【対応策】 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と連携しながら、積極的に住民主体の通いの場に出向いていく。
16	I	(2)	7	①	総合型介護予防事業として、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」、「認知機能低下予防・支援」といったプログラムを実施する。また、特に男性高齢者の興味・関心をひくプログラム構成となるよう、アミューズメントカジノ等を取入れている。出来るだけ多くの方に参加してもらい、受講後、自ら介護予防につながる行動がとれるよう支援していくことが課題である。 高齢化が進展する中、高齢者が要介護状態等となることを未然に防ぐ必要があることから、予防策を実施する。	チャレンジシニア教室	市内に住民票の登録がある65歳以上で要介護・要支援の認定を受けていない方を対象に、体操、アミューズメントカジノ、料理実習など、楽しみながら体験できる介護予防に資する講座を開催します。	初参加者の割合(%)	70	70	70	令和6年度に引き続き、同様のプログラム(運動、栄養、口腔、認知機能低下予防等)を各区で年3コース(6回/コース)開催し、自宅に帰ってからも継続して運動などの活動に取り組んでいただけるよう、課題を提供するなど工夫して教室運営を行った。 また、終了時に市の実施する介護予防・健康増進事業等の周知を行い、事業終了後も参加者自身による健康管理に取り組むよう促した。 ・参加者実人数223名(教室に1回でも参加した方) (内、初参加139名／62.3%) ・教室参加後に効果があったと感じた人 95.8%(アンケート回答者数166名中159名) ・教室終了後に運動などの活動を続けたいと思った人 91.6%(アンケート回答者数166名中152名)	○	【課題】 アンケート結果からも教室内容自体に対する参加者の満足度は高いと考えられる。一方で、近年は利用者数の低迷に加え、事業の目的である健康づくり等の活動に参加していない高齢者の利用につながりにくい状況が継続していた。 【対応策】 現在通いの場に参加できていない方が参加できるような、趣味活動まで視野を広げた事業展開について検討を行い、令和8年度から新たな事業を実施することとした。
17	I	(2)	8	①	プロのサッカーチームや野球チームの知名度を生かし健康づくりプロジェクト(介護予防事業)の周知を行っている。高齢者向けにアレンジした体操、ダンス、ストレッチの他、認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行う。受講後、自ら介護予防につながる行動がとれるよう支援していくことが課題である。	プロスポーツチームから学ぶ健康づくり教室	プロスポーツチームのトレーナー、アカデミー(子ども向け)のコーチなどが講師となり、高齢者向けにアレンジした体操、ダンス、ストレッチの他、認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行っています。	初参加者の割合(%)	70	70	70	令和6年度に引き続き、ジェフユナイテッド市原・千葉及び千葉ロッテマリーンズと連携し、各チームのトレーナーやダンスインストラクターが講師となって、高齢者向けにアレンジした体操、ダンス、ストレッチの他、認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行った。 ・ジェフユナイテッド市原・千葉 応募者73名、当選者73名(初参加48名／65.8%) ・千葉ロッテマリーンズ 応募者41名、当選者41名(初参加24名／58.5%)	○	【課題】 過去に参加歴のある方で繰り返し受講する方が一定数おり、初参加者の割合が横ばいである。また、事業目標の達成のために、広く事業参加者を募る必要があり、応募者数が定員に達していない状況の改善が必要である。 【対応策】 広報手段や周知場所を検討することで、周知が不十分であった新たな層に対して、事業を周知する。
18	I	(2)	9	①	高齢者が気軽に介護予防の習慣を身につけることができるよう市と協定を締結した市内のフィットネスクラブにおいて、介護予防に資する運動を利用者に行ってもらう。ジム(マシン)、スタジオプログラム(ヨガ他)、プールの中からご希望する運動を体験してもらう。事業は利用期間2か月間、利用回数最大8回まで。特に運動習慣のない方に、事業終了後に利用者に何らかの運動習慣を身に付けて頂くことが課題である。	シニアフィットネス習慣普及事業	市内に住民登録のある65歳以上の方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に、フィットネスクラブを利用する費用の一部を助成(利用回数8回を上限)します。	終了後、健康状態が良かったと感じた人の割合(%)	70	70	70	市内13か所のフィットネスクラブにおいて年間4コースを開催し、83名の参加があった。 参加終了後に健康状態が良いと感じた人の割合は52.2%、また、体を動かすことが習慣になっている人の割合は65.2%であった。	○	【課題】 参加者が体調の良さを実感できることや、運動の習慣化に一定の効果があることは評価できるが、参加者数が予定人数を下回っている。また、普段から運動習慣や地域との交流がある方の参加が多く、地域とのつながりのない方や運動習慣のない方の参加率が低い。 【対応策】 現在通いの場に参加できていない方が参加できるような、趣味活動まで視野を広げた事業展開について検討を行い、令和8年度から新たな事業を実施することとした。
19	I	(2)	10	①	介護を必要としない期間を出来る限り長くするには、フレイル対策の視点を持ち、徐々に進行する状況の時点において、社会的、身体的、精神的側面から介護予防の取り組みを推進することが求められる。 そのために、上記取組を効果的に推進していくためには、リハビリテーション専門職の活用を図ることが必要である。	住民主体の通いの場へのリハビリ専門職による支援(地域リハビリテーション活動支援)	あんしんケアセンターや各区保健福祉センター健康課及び千葉地域リハビリテーション広域支援センターとの連携により、リハビリテーション専門職による住民主体の通いの場への技術的助言、立ち上げ支援等を行います。	リハビリ専門職の派遣回数	70	80	90	あんしんケアセンターや各区保健福祉センター健康課が関与している地域の通いの場や地域ケア会議等において、リハビリ専門職が実施内容の効果や安全性、継続性等を踏まえた助言を行うとともに、活動を再開した通いの場等に対し、積極的に制度の周知を行った。 ・リハビリ専門職派遣件数:35件(目標達成率43.8%) ・満足度:91.4%(未回答を除く回答者中の満足度は100%)	△	【課題】 満足度は高いものの、令和7年度も予定上限件数の100件に満たなかった。 【対応策】 令和8年度より健康課以外の介護予防に関わる庁内関係課についても本事業を利用できるように事業実施要綱を改正する。また、より多くの通いの場や地域ケア会議等にリハビリ専門職を派遣できるように、千葉地域リハビリテーション広域支援センターと連携し、庁内やあんしんケアセンター等に対し、引き続き事業周知を行っていく。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)⑩				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
20	I	(2)	11	①	介護予防活動に取り組む地域住民に対して、運動、口腔、栄養等の介護予防活動を総合的に行えるように技術支援を行う必要がある。	地域活動支援	高齢者が身近な場所で介護予防活動に参加し、継続できるように、住民主体の介護予防に資する活動の場の立ち上げ及び運営の支援を行います。また、「ちばしいきいき体操」の体操教室の指導プログラムのほか、フォロープログラムを実施します。	介護予防活動に取り組む地区組織や住民グループの活動継続に向けた支援として、運動や音楽療法の技術支援を行った。また、「ちばしいきいき体操」の体験教室、3か月後の指導プログラム、フォロープログラムを行った。 【実績】 延べ参加人数は2,778人であり、目標値に達していない(達成率50.5%)。	△	【課題】 住民の介護予防の取り組み継続のためには、住民グループの活動を継続して支援することが重要であるが、支援を必要とする団体の把握が十分にできていない。また、住民主体の介護予防活動が必要とする地域を把握し、介護予防に資する活動に自主的に取り組めるよう支援する必要がある。 【対応策】 あんしんケアセンターや生活支援コーディネーター、いきいきプラザ・センター等の関係機関と連携し、新しく把握した住民グループ活動への支援を行うとともに、既存の住民グループが活動を継続できるよう支援していく。			
21	I	(2)	12	①	介護予防の運動等の普及・啓発ができるよう、指導に必要な基礎知識を学ぶとともに、実践的なグループワークを通して、自主グループを牽引できるシニアリーダーを養成するため、シニアリーダー養成講座の実施を各区2コースずつ行っているが、養成講座受講者数が定員に満たない状況にある。	シニアリーダー養成講座・地域活動支援	介護予防の運動等の普及・啓発ができるよう、指導に必要な基礎知識を学ぶとともに、実践的な講義を通して、自主的に介護予防活動ができるシニアリーダーを養成します。また、シニアリーダーの地域での活動を支援するとともに、地域活動に必要な経費について、各区シニアリーダー連絡会を対象に補助金(年間上限額22万円)を交付します。	デジタルサイネージやSNS等でシニアリーダー養成講座の周知を実施した。各区で養成講座を2コース開催し、131名が修了、123名が活動登録を行った。(登録率93%)シニアリーダーを対象としたスキルアップを図る研修を実施し、未活動のシニアリーダーを対象としたフォローアップ研修も併せて実施した。 シニアリーダーの活動支援を目的とした補助金(年間上限24万円)を各区シニアリーダー連絡会に交付した。	◎	【課題】 シニアリーダー自身の高齢化に加え、養成講座受講者が減少していることから、後継者不足による体操教室の継続や新規教室の立ち上げが困難となる恐れがある。 【対応策】 SNSやデジタルサイネージ等を取り入れ、周知にさらに力を入れるとともに、シニアリーダー等の地域活動が自身の健康維持につながることをエビデンスと併せ周知を行い、養成講座受講生の増加を図る。 既存のシニアリーダーの抱える教室運営での悩み等について、事務局と連携し後方支援を行う。			
22	I	(2)	13	①	健康増進法第19条の2の市町村による健康増進事業の実施をもとに各種検診を実施し、市民の健康保持を図る。がん検診については国のがん対策推進基本法において、受診率60%が掲げられている。受診環境の整備等を行っているが、近年市検診の受診者数はやや減少傾向であり、広報・啓発等に努めていく必要がある。	がん検診・骨粗しょう症検診・歯周病検診	がん等の早期発見・早期治療を図るため、対象者に受診券を送付し受診勧奨を行うとともに、年度後半には再勧奨通知を送付します。またがん集団検診予約のためのコールセンターを設置する等、受診しやすい環境づくりを整備し、受診率向上に向け取り組みます。	①年度当初のがん検診受診勧奨において、国保被保険者への送付を実施した。 ②啓発活動の継続及びナッジ理論を利用した受診等の案内を作成したほか、NHK、全国自治体、希望の虹プロジェクトチームの3者協働によるキャンペーンに参加した。 ③子宮・乳がんの罹患率が高い年齢層など再勧奨すべき対象の分析を行い、再勧奨を実施した。また、肺がんの再勧奨も追加した。 ④がん集団予約コールセンターを設置する等、受診しやすい環境づくりを整備した。 受診率：50.0%(令和7年国民生活基礎調査)	◎	【課題】 受診勧奨や受診環境の整備等行っているが、受診率が横ばいとなっており国の目標値まで至っていない。 【対応策】 ①ナッジを活用した啓発物を作成し啓発活動を引き続き実施する。 ②子宮・乳がんの罹患率が高い年齢層へのナッジを活用した再勧奨を引き続き実施する。 ③集団検診のWEB予約と電話予約のためのコールセンターを設置し、受診しやすい環境づくりを整備する。			
23	I	(2)	14	①	特定健診の受診率はR4年度33.1%(目標値45.5%)、健康診査の受診率はR4年度32.4%(目標値35.9%)で目標値に達していない。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、定期的に健診を受け、自分自身の健康状態を把握し、健康意識を高めることや生活習慣病をはじめとする疾病予防及び早期治療につなげていけるよう、引き続き、特定健診及び健康診査の受診率向上を目指した取り組みが必要である。	特定健康診査・健康診査	国民健康保険加入者に対し、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査を実施するとともに、生活習慣病のリスクがある方に特定保健指導を実施します。また、75歳以上の後期高齢者医療加入者には、フレイルなど高齢者の特性を踏まえて健康状態を総合的に把握することを目的とした健康診査を実施します。	①年度当初、対象者へ送付する受診券シールについて、がん検診等受診券シールと同封して送付することで、同時受診を促した。 ②特定健診の啓発活動及びナッジ理論等を活用し、対象者の特性に合わせた方法により受診勧奨(通知・SMS・電話)を行った。デジタルサイネージなども活用し、広く周知した。 ③健診結果のデータ提供事業について、公共機関、薬局などにリーフレットを配架し、啓発活動を実施した。 ④ウェアラブル端末を活用した特定保健指導の対象人数を90人から120人へ拡大して実施した。 令和6年度 特定健診受診率 33.3% 健康診査受診率 31.2% (令和7年度の受診率が確定するのは11月のため、令和6年度受診率で評価を行った。)	◎	【課題】 健診を受診することで、自身の健康状態を把握し、疾患の早期発見早期治療につながるができるが、受診率が低迷し、目標値に達しておらず、健康意識を高める取組みが必要である。 【対応策】 引き続き未受診者に対して、年代や特性に合わせて受診勧奨(通知・SMS・電話)を行う。また健診結果の提供についても併せて周知していく。 ウェアラブル端末を活用した特定保健指導を継続し、利用しやすい体制を維持するとともに、実施結果を評価し、今後の方向性を検討する。			
24	I	(2)	15	①	後期高齢者の増加により、介護・支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、健康寿命の延伸に向けて健康づくりに自ら継続して取り組む場を整備し、利用を促進させる必要がある。	高齢者の健康づくり・介護予防の推進	地域の住民同士が気軽に集い、ふれあいや仲間づくりを通じて、自ら健康づくりや介護予防に取り組めるよう、通いの場に参加する高齢者を増やします。	【地域包括ケア推進課】 生活支援コーディネーターが把握した多様な主体による通いの場・交流の場の情報を「千葉市の生活支援サイト」に公開した。 (R7決算：3,168、一般財源：610、その他：2,558) 【健康推進課：シニアリーダー養成講座・地域活動支援】 デジタルサイネージやSNS等でシニアリーダー養成講座の周知を実施した。各区で養成講座を2コース開催し、131名が修了し122名が活動登録を行った。(登録率93%)シニアリーダーを対象としたスキルアップを図る研修を実施し、未活動のシニアリーダーを対象としたフォローアップ研修も併せて実施した。 シニアリーダーの活動支援を目的とした補助金(年間上限24万円)を各区シニアリーダー連絡会に交付した。(R7決算：22,803千円、一般財源：2,850千円、その他：19,953千円) 【高齢福祉課】 体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等への助成を実施した。(R7決算：1,733、一般財源：217、その他：1,516) 【R7住民主体の通いの場への参加者数(人)】 ・13,349人	○	○通いの場・交流の場 【課題】 活動場所や担い手の不足等により、新たな活動が立ち上がりにくく、新規情報が十分に把握できない。 【対応策】 関連事業や関係団体等との連携を推進し、担い手や活動場所の確保に努めていく。 ○シニアリーダー 【課題】 シニアリーダー自身の高齢化に加え、養成講座受講者が減少していることから、後継者不足による体操教室の継続や新規教室の立ち上げが困難となる恐れがある。 【対応策】 SNSやデジタルサイネージ等を取り入れ、周知にさらに力を入れるとともに、シニアリーダー等の地域活動が自身の健康維持につながることをエビデンスと併せ周知を行い、養成講座受講生の増加を図る。 既存のシニアリーダーの抱える教室運営での悩み等について、事務局と連携し後方支援を行う。 ○地域支え合い通所支援 【課題】 一部既存団体の利用者数は増加傾向にあるが、登録団体数が少なく、新規団体の登録に伸び悩んでいる。 【対応策】 効果的な周知方法を検討するとともに、引き続き、生活支援コーディネーター等との連携を行い、登録団体数・利用者数の増加を図る。			

通番	基本 方針	主要 施策 番号	事業 番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)				
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)		
25	I	(3)	1	①	高齢になると、フレイル状態等の様々な課題を抱え、きめ細かい支援が必要となるが、保険者の変わる75歳を境に、保健事業の実施主体が市と後期高齢者医療広域連合に分かれてしまい、保健事業の連続性を保つことができていない。また、疾病予防・重度化防止を目的とした保健事業と、生活機能改善を目的とした介護予防において情報や資源が共有されていないため、今後は包括的な支援を行えるよう体制を確立する必要がある。	フレイルの疑いがある高齢者への個別支援(高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施) 【新規】	健診結果等から把握した栄養、口腔、運動においてフレイルの疑いがある高齢者に対し、訪問等により健康状態の改善に向けた情報提供や支援を行います。また、健診や医療機関への未受診に加え、要介護・要支援認定を受けていない等の健康状態を把握できていない高齢者に対し、必要に応じて、地域の関係機関(医療機関、あんしんケアセンター)等と連携して支援を行います。	通いの場へ積極的に関与し、フレイル予防の普及啓発や健康相談を実施した。また個別の支援として、フレイルが疑われる者や健康状態不明者等へ訪問等で支援を実施した。 【R7年度実績】 支援実施割合:92.0% (1,414人/1,536人) ○内訳:(支援実施者/対象者) ・健診結果:535人/622人 ・通いの場:257人/265人 ・健康状態不明者:624人/650人	◎	【課題】 事業の実施に当たり、データ分析に基づき健康課題を把握し、費用対効果を考慮した事業実施の計画及び効果検証を行い、事業の見直しを検討する必要がある。 【対応策】 データに基づく地域の健康課題の分析や、PDCAサイクルに沿った事業評価及び見直しを行うために、国保データベースシステムの医療や介護、健康診査結果のデータ分析を行う。		
26	I	(3)	2	①	介護を必要としない期間を出来る限り長くするには、フレイル対策の視点を持ち、徐々に進行する状況の時点において、社会的、身体的、精神的側面から介護予防の取り組みを推進することが求められる。 そのために、上記取組を効果的に推進していくためには、リハビリテーション専門職の活用を図ることが必要である。	フレイル改善 【新規】	フレイル状態で身体機能の改善が必要な高齢者に対し、リハビリテーション専門職が高齢者の自宅に訪問し、身体機能及び生活機能の改善に向けた支援を実施します。	フレイル状態の高齢者を対象に、リハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士)が週に1回、高齢者の自宅を訪問し、その方の状態に合わせた面接による動機づけ支援を行うことで、利用者が自身の心身機能及び生活機能を客観的に把握し、その改善に向け主体的に目標を設定し、行動できるよう支援を行った。 ※各区1事業者(計6事業者)。 ＜利用実績＞ 利用申請 36人 利用開始 31人 プログラム開始時の目標達成の割合(72.2%) ※令和8年3月末時点の終了者、13/18人。	◎	【課題】 終了者の前後比較から事業内容について、一定の成果が認められるため、利用者数の更なる増加を図る必要がある。一方で、一つの訪問看護ステーション事業所が対応できる利用者数には限りがあるため、利用者数の増加に併せたサービス実施体制の整備が必要となる。 【対応策】 令和8年度より千葉県訪問看護ステーション協会と委託契約を締結することで、事業を実施する訪問看護ステーションの数の増加を図る。また、あんしんケアセンター及び健康課に対し、さらなる事業周知を行い、利用者数の増加を図る。		
27	I	(3)	3	①	高齢者が自らフレイル予防に取り組み、健康を維持できるように、医療専門職が高齢者の相談にのり、介護予防(フレイル予防)の正しい知識を周知啓発する必要がある。	介護予防相談	健康・栄養・口腔等の介護予防に関する、高齢者の状態に応じた相談に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職が対応し、介護予防(フレイル予防)の正しい知識を普及するとともに、高齢者が自ら介護予防に継続して取り組めるように支援します。	運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防、その他健康に関する事項について、各区保健福祉センター、公民館等において、個別相談等を実施した。	◎	【課題】 相談は単なる知識の伝達ではなく、高齢者が自らの生活や健康状態を振り返りながら、主体的にセルフケアに取り組むよう支援する必要がある。 【対応策】 高齢者が主体的に介護予防活動に継続して取り組めるよう、各地域の社会資源や家族背景等に配慮した相談を行う。		
28	I	(3)	4	①	高齢者の低栄養は、フレイルの原因となり、要介護状態へとつながる恐れがある。低栄養防止の知識の普及とともに、低栄養のリスクが高い高齢者に対し、適切な介護予防の取組みにつなげる必要がある。	高齢者の低栄養防止	国民健康保険の健診受診者のうち低栄養が疑われる高齢者に専門職(保健師や管理栄養士等)が関与することで、支援が必要な高齢者を把握し、状況に合わせた介護予防事業へつなげます。 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合(%)	特定健診の結果で、「前年度と比較し体重が3kg以上減少」、「BMIが18.5未満」、「65～74歳」、「介護認定を受けていない(要支援は対象者に含む)」等の基準で対象者を抽出し、管理栄養士を中心とする専門職により電話・訪問等の個別栄養指導を行い、フレイル予防の取組みを行った。対象者97人。対象者全員に通知及び電話をし、個別指導を17人に実施した。実施率17.5%。個別指導では、低栄養防止に対する意識を高め、好ましい食生活を維持できるよう習慣化を図った。 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合 20.8%(R8.5月時点)	◎	【課題】 令和7年度特定健診受診者のうち低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者は20.8%(R8年5月時点)だった。保健指導の実施率向上及び指導に至らない者への周知啓発の必要がある。 【対応策】 対象者への個別指導勧奨通知の中で、低栄養防止の重要性に関する周知を強化する。		
29	I	(3)	5	①	糖尿病などの生活習慣病は、国保の医療費の約3割を占め、65歳以上では約4割を占める。自覚症状がないまま進行し、慢性腎臓病となった場合、年間医療費は1人あたり約530万円と高額となる。	糖尿病性腎症の重症化予防	特定健診を受診し、その結果から糖尿病性腎症重症化のリスクが高いと判定された方に対し、早期から保健指導を実施します。 保健指導実施率(%)	特定健診結果及び診療情報から糖尿病性腎症重症化リスクが高い方を218人抽出し、かかりつけ医と連携のうえ、専門職(保健師、看護師または管理栄養士)により1年目は6か月間の保健指導を44人に行った。また、過年度の対象者にも計3年間のフォローを行った。実施率20.2%(R8.4時点)。さらに、糖尿病の治療中断者に対する受療勧奨を168人に行った。	◎	【課題】 保健指導の実施率を向上させる必要がある。特定健診の結果等から基準該当者を抽出した後、参加勧奨は原則主治医から行うため、主治医に事業を理解していただくとともに、連携強化を図る必要がある。 【対応策】 事業の評価を実施し、医師会との連携会議の場で共有する。主治医に事業の効果を理解していただくことで、連携強化を図る。		
30	I	(3)	6	①	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、介護予防への意識の高まりは見られるが、取り組みにまで至らない層が見受けられる。正しい知識に基づいたセルフマネジメントの普及啓発による介護予防のさらなる取り組みが必要である。	いきいき活動手帳を活用したセルフマネジメントの実施	高齢者が自ら介護予防に取り組めるよう、いきいき活動手帳を活用して、通いの場やイベント等の参加者に対し、正しい知識に基づいたセルフマネジメントへの動機づけを行います。 実施人数(人)	通いの場やイベント等の参加者に対し、いきいき活動手帳を配布してセルフマネジメントの動機付けを行った。また、いきいき活動手帳を通じて関係機関と連携し、高齢者のセルフマネジメントへの取組みを支援した。 配布実績:1,370	○	【課題】 いきいき活動手帳を活用する場が、センター主催の通いの場に限られているため、活用を拡大する必要がある。 【対応策】 シニアリーダー体操教室など他の介護予防事業や、あんしんケアセンターの総合相談等での活用を図り、普及啓発に努めていく。		
31	Ⅱ	(1)	1	①	高齢化率の上昇に加え、高齢者に係る課題が複雑化・複合化してきており、あんしんケアセンター(出張所)の増設及び包括3職種の増員などにより、相談体制を強化・充実していく必要がある。	あんしんケアセンター職員の適正配置	高齢者の身近な相談窓口として適切な相談対応や地域支援活動を展開できるよう、包括3職種の適正配置に向け検討を行います。 包括3職種人数(人)	高齢者人口減少地域がある一方で、高齢化率は上昇し、相談業務は増加している。そのため、地域のニーズや業務量に応じた配置基準を検討し、包括3職種を増員し、相談体制の強化を図った。 R7実績:156人	◎	【課題】 後期高齢者数の増加に伴い、総合相談件数が増加している。さらに相談内容が複合化した内容が多く、長期的な支援が必要なケースが増加している。 【対応策】 多職種・多機関と連携し、困難ケースに対応していく。		

通番	基本 方針	主要 施策 番号	事業 番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
32	Ⅱ	(1)	2	①	あんしんケアセンター等運営部会での協議や委員による事業評価や意見聴取のほか、機能強化策についての検討も行ってきたが、引き続きあんしんケアセンターの運営体制の強化に向け取り組む必要がある。	あんしんケアセンターの機能強化	あんしんケアセンターの機能強化を図るため、あんしんケアセンター等運営部会による客観的評価及び機能強化策の検討を行います。また、センター間の平準化及び資質向上を図るため、研修等の充実に取り組みます。				評価指標を用いた自己評価に対し、審議会において、専門家による客観的評価及び機能強化策の検討を実施した。また、センター職員の資質向上を目的とした研修を実施した。 R7研修実績：2回実施(市主催)	◎	【課題】 増加する困難事例に対応するために、客観的な評価や助言が必要である。 また、センター職員のさらなる資質向上が必須である。 【対応策】 審議会において、専門家からの評価および助言を求め、センターの評価に新しい視点を取り入れる。また、センター職員の資質向上を目的に研修を引き続き実施する。
33	Ⅱ	(1)	3	①	自立支援・重症化防止に資する介護予防ケアマネジメントの強化を図るため、多職種が高齢者の自立支援という観点から検討する地域ケア会議(自立促進ケア会議)を活用してきた。高齢化の進展に伴い、高齢者自身がその有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、地域ケア会議を活用したさらなる取り組みが必要である。	地域ケア会議の充実	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析・解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取組みを推進します。				多職種・多機関が連携して高齢者支援を推進できるよう、種々の地域ケア会議を効果的に展開した。また、高齢者の自立支援強化に向けた体制を整備するため、自立促進ケア会議の実施方法を見直した。(R7：269回)	◎	【課題】 あんしんケアセンターだけでは解決困難な複合的な問題を抱える事案が増加しており、ネットワーク構築の維持・推進が必要となっている。 【対応策】 個別事例の解決を目指すとともに、個別事例から見える地域課題を把握し、必要な地域資源の発掘や創出を図っていく。
34	Ⅱ	(2)	1	①	8050問題など、1つの分野にとどまらない複雑化・複合化した地域生活課題が増えている。制度の狭間にある地域生活課題については、相談を受け止める専門の窓口がないことから、分野や相談内容を問わず包括的に相談を受け止める体制の構築が課題となっている。	福祉まるごとサポートセンターの運営 【新規】	複雑化・複合化する地域生活課題に対し、必要に応じて関係者間の役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成、全体の進捗管理など、関係者が協働して支援していけるようコーディネートするとともに、分野や相談内容を問わずまるごと相談を受け止め、必要な助言や適切な相談機関へのつなぎ等を行います。また、地域住民等とのネットワークを通じて、自ら支援を求めることが難しい方ともつながりを形成し、社会参加及び地域づくりに向けた支援と一体的に実施することで重層的・包括的支援体制を構築します。				包括的相談支援と多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を福祉まるごとサポートセンターで実施した。	○	【課題】 国の制度設計においては、多機関協働事業者に包括的相談機能を持たせず、アウトリーチ支援事業や参加支援事業と連携しながら関係機関のコーディネートを行うこととされている。一方、福祉まるごとサポートセンターでは、既存の相談先がなく支援の狭間にあるニーズに対応するため、包括的相談機能を併せ持ち、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備を目指しており、制度上の位置付けとの間に乖離が生じている。 【対応策】 令和8年度より国の交付金を活用した重層的支援体制整備事業は行わず、同事業の理念および考え方に準拠しつつ、地域共生社会の実現に向けて、行政、関係支援機関および地域が既存の制度や枠組みを超えて連携する、千葉市独自の包括的な支援体制の整備のために多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の一体的実施を行う。
35	Ⅱ	(2)	2	①	高齢者が増加するなかで、在宅で高齢者を介護する家族の身体的、精神的負担をいかに軽減するかが課題となっている。	家族介護者支援	在宅で高齢者を介護する家族が、日常介護で特に困難と感じている介護技術の習得を支援するため、訪問レッスンや家族介護者研修を実施するとともに「家族介護者支援センター」において家族介護者の相談に対応し、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。また、関係機関と連携して課題の解決に取り組みます。				在宅で高齢者を介護する家族等に対して訪問レッスンや家族介護者研修を実施するとともに、家族介護者の相談に対応した。チラシの配付や市政だよりによる周知のほか、関係機関に制度周知を依頼した。 延べ研修参加者数(人)：96人 訪問レッスン実施件数(件)：45件	○	【課題】 家族介護者研修受講者に対するアンケートで、本事業の認知度が低かった。 【対応策】 より効果的な周知方法について検討するとともに、引き続き、HP等により周知を行う。
36	Ⅲ	(1)	1	①	自立支援・重症化防止に資する介護予防ケアマネジメントの強化を図るため、多職種が高齢者の自立支援という観点から検討する地域ケア会議(自立促進ケア会議)を活用してきた。高齢化の進展に伴い、高齢者自身がその有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、地域ケア会議を活用したさらなる取り組みが必要である。	地域ケア会議の充実 【再掲：Ⅱ(1)3】	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析・解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取組みを推進します。				多職種・多機関が連携して高齢者支援を推進できるよう、種々の地域ケア会議を効果的に展開した。また、高齢者の自立支援強化に向けた体制を整備するため、自立促進ケア会議の実施方法を見直した。(R7：269回)	◎	【課題】 あんしんケアセンターだけでは解決困難な複合的な問題を抱える事案が増加しており、ネットワーク構築の維持・推進が必要となっている。 【対応策】 個別事例の解決を目指すとともに、個別事例から見える地域課題を把握し、必要な地域資源の発掘や創出を図っていく。
37	Ⅲ	(1)	2	①	地域ケア会議や生活支援コーディネーターによる協議体を設置したが、今後は高齢者の自立支援、介護予防、重症化防止に向け、この場を活用し、地域の課題抽出・共有を図り、課題解決に向けた資源づくりに取り組む必要がある	地域ケア会議と協議体の連携体制の強化	生活支援コーディネーターが開催する協議体において、地域ケア会議等で抽出された地域課題を共有するとともに、必要な地域資源の充実に図ります。				自立促進ケア会議や地域ケア会議で抽出された地域課題に基づき、協議体においてネットワークの構築、地域資源の充実に取り組んだ。(R7協議体設置数：46回)	◎	【課題】 協議体設置数は増加しているが、地域のニーズ把握にとどまり、具体的な資源開発ができていない。 【対応策】 新しい実施方法による自立促進ケア会議から、効果的に資源開発につながるよう取組みを進める。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策	
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)				(R8)
38	Ⅲ	(2)	1	①	日常の療養支援、入退院支援、災害や感染症の流行時、人生の最終段階など様々な場面において、本人及び家族の意志が尊重されるよう、医療・介護専門職のスキルアップや市民への啓発に取り組む必要がある。	人生の最終段階に向けた多職種連携と意思決定支援 【新規】	支援を必要とする本人・家族に希望する医療や介護サービスが提供されるよう、医療・介護専門職に向けた意思決定支援に関する研修や相談支援を実施します。また、健康な時から、医療や介護に関する意識を高めるため、市民向け講演会を開催し、普及啓発を行います。	・医療・介護専門職に向けた意思決定支援に関する研修を実施した。 ・民間企業との連携協定に基づいて年1回、市民向け講演会を開催し、講演動画を市HPに掲載するなど、普及啓発を実施した。 ・意思決定支援の手引きを改訂し、関係各所へ配布した。(3,000部作成・あんしんケアセンター、診療所626事業所に配布) ・市民向けリーフレットを作成し、関係各所へ配布した。(100,000部作製・あんしんケアセンター、医療機関等2,369事業所に配布) ※指標の数値については、3年ごと(次回は令和8年を予定)に実施している在宅医療介護資源調査・将来推計にて確認することとしている	◎	【課題】 ・専門職向けの意思決定支援に関する研修を実施する必要があるほか、若年層も含めて市民に対する人生会議等の普及啓発に努める必要がある。 【対応策】 ・引き続き、医療・介護専門職及び有識者と連携し、専門職向けの研修会等を実施するほか、人生会議等をテーマとした市民講演会や、小地域単位での研修会等を実施することで、普及啓発を図る。			
39	Ⅲ	(2)	2	①	令和5年度の在宅医療・介護実態調査によると、在宅医療／介護サービスについては、今後も大きく需要が増加していくものと見られるが、当面は、現段階においても一定の利用者数や訪問の体制等は確保されつつあるものと見られる。一方、入院・退院・在宅医療の導入という一連の流れの中での情報共有等については一定の課題を有していることから、引き続き専門職への支援が求められる。 また、ニーズの増加・多様化に対応するため、引き続き医療介護資源情報の収集や従来の高齢以外の分野についての相談対応など、在宅医療・介護連携支援センターの機能強化を図る必要がある。	在宅医療・介護連携支援センターの機能強化	医療・介護専門職向けの相談窓口を開設し、専門職のコーディネーターによる相談支援を実施します。また、複雑化・多様化した支援ニーズに対応できるように、高齢福祉以外の分野についても、関係機関とのネットワークを構築し、相談体制の強化を図ります。	相談件数(件)	700	800	850	○	【課題】 ・相談内容が多様化しているため、より専門的かつ広範囲な相談対応が必要となっている。 【対応策】 ・引き続き定例の検討会にて振り返りを行い、スキルアップを図る。また、高齢者以外の分野の施設や事業所等への訪問調査も増やしていき、センターの周知や各事業所が抱える課題などの情報収集等に努める。
40	Ⅲ	(2)	3	①	千葉市医師会へ委託し、訪問診療に興味のある医師を対象に、訪問診療の経験豊富な医師と患者宅へ同行し、診療スキルや事務の研修を引き続き実施する。しかし、医師が多忙のため、医師会と連携し、参加可能な医師の確保に努める必要がある。また、訪問診療に関する報酬算定が複雑・多様化しており、医師の負担軽減の観点も含め、診療報酬の理解向上など医療事務職員のスキルアップ研修の必要がある。	訪問診療医師増強研修	「千葉市在宅医療・介護実態調査」で示された、今後の在宅療養ニーズに対応するため、市医師会と連携し、在宅診療の同行研修を中心とした訪問医師増強研修を実施するほか、訪問診療を行う診療所の事務職員向けに、レセプトなどの医療事務研修を実施します。	訪問診療算定件数(令和5年を100とする)(回)	103.6	107.4	111.3	◎	【課題】 ・事業実施から年数が経過しており、同行研修参加者が少ない状況が続いている。 ・訪問診療に関する報酬算定が複雑・多様化していることに加え、R8に診療報酬改定も行われることから、医師の負担軽減の観点も含め、診療報酬の理解向上など医療事務職員のスキルアップを図る必要がある。 【対応策】 ・多忙な医師でも参加しやすい実施方法について市医師会と協議・検討する。 ・引き続き市医師会と連携して、医療事務職員向けに診療報酬理解のための研修会を開催する。
41	Ⅲ	(2)	4	①	令和元年度の在宅医療介護実態調査で訪問看護事業所の約6割が赤字を経験している状況にあることが明らかとなっているため、継続して研修実施や相談対応を行なう。しかし、業務多忙による研修会自体への参加が少ない傾向にあるため、研修・個別相談とともに参加しやすいよう配慮する必要がある。	訪問看護ステーションの運営支援	在宅医療・介護連携の中核を担う訪問看護ステーションの運営を支援するため、千葉県訪問看護ステーション協会と連携し、労務管理や人材育成など、事業所運営の研修を開催するほか、個別の運営相談を実施します。	訪問看護算定件数(令和5年を100とする)(件)	102.7	105.1	107.5	◎	【課題】 ・業務多忙により研修会自体への参加が難しい訪問看護ステーションが多いため、研修・個別相談ともに参加しやすいよう配慮する必要がある。 【対応策】 ・引き続き県訪看ステーション協会と連携・相談しながら、積極的にオンラインやハイブリッド方式で研修を実施し、多忙な訪問看護ステーション関係者でも参加しやすいよう工夫するとともに、多くの方に参加いただけるよう関心を引く内容を検討していく。
42	Ⅲ	(2)	5	①	在宅で療養する患者に対し、訪問して薬剤管理を実施し、必要に応じて多職種や機関につなぐことのできる薬剤師の養成のため、薬剤師会が実施する所定の研修を受講した薬剤師を認定している。受講者の確保や受講後の認定薬剤師の活動促進を行ない、今後も継続して在宅訪問を行う薬剤師を増やしていくため、薬剤師会と連携する必要がある。	在宅に訪問する薬剤師の養成	在宅療養における薬物療法について、市薬剤師会と連携し、在宅に訪問し服薬指導や薬剤管理などを実施する薬剤師の対応力向上研修を実施し、受講した薬剤師を「在宅医療・介護対応薬剤師」として認定します。また、多剤服用など薬をテーマにした事例検討を関係機関と連携して実施します。	居宅療養管理指導算定件数(件)(令和5年を100とする)	103.6	107.4	111.3	◎	【課題】 ・健康サポート薬局や診療報酬上のかかりつけ薬剤師などの類似制度があり、それらとの差別化を図る必要がある。 ・今後も継続して在宅訪問を行う薬剤師を増やしていくとともに、多職種の連携を促進し、在宅での薬物療養の問題に対応する必要がある。 【対応策】 ・在宅医療に対応する薬剤師を増やすため、市薬剤師会と連携し、引き続き研修を実施する。 ・市薬剤師会と連携し、市独自の制度であることを薬局等に周知する。また、独自のステッカーを市薬剤師会の協力により作成する。 ・認定薬剤師を中心とした地域ケア会議を実施し、在宅での薬物療養の問題を多職種連携で検討する。
43	Ⅲ	(2)	6	①	令和2年9月に厚生労働省が示した「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer3」において、多職種連携はPDCAサイクルに沿って実施する方針となった。本市においてもあんしんケアセンターを中心とした多職種連携会議をPDCAサイクルに沿った会議を実施している。しかしエリアによって、参加できる事業所や職種に偏りがあるため、より多くの専門職が参加しやすい開催とする必要がある。	多職種連携の推進	各区及びあんしんケアセンター圏域ごとに、地域医療・介護に関する問題把握や課題解決の取組みを検討するため、多職種連携会議を実施するほか、抽出された課題は、市医師会等の職能団体や関係機関と連携し、事業計画や政策の形成に繋げます。	多職種連携関係加算算定件数(令和5年度を100とする)(件)	103.6	107.4	111.3	◎	【課題】 ・圏域や区によって、参加できる事業所や職種に偏りがあることに加え、会場の場所や定員等の理由で参加が難しい場合があることから、多くの専門職が参加できるよう、会議等の開催方法を考慮する必要がある。 【対応策】 ・適正規模の会場が確保できるよう努めるとともに、今後も継続して、医師会やあんしんケアセンターなどと相談・連携しながら、対面とオンラインを柔軟に活用し、必要に応じてハイブリット開催を推進する。

通番	基本方針	主要 施策 番号	事業 番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策	
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)				(R8)
44	Ⅲ	(2)	7	①	災害や感染症の流行などで、医療・介護専門職の会議や研修が行えない状況が続いたことで、入退院時や急変時などの情報共有や資源の把握が困難になる事態があった。 そのため、様々な場面における医療・介護連携がスムーズに行えるよう、医療介護情報へのアクセス性を高め、情報共有や連絡体制を強化し、事業所間及び多職種の連携を推進する必要がある。	在宅医療・介護連携に関する情報の提供	災害時や感染症の流行など、サービスが途絶えてしまうような事態になっても、支援を継続できるように、オンラインを活用したりリモート会議・研修を推進するほか、在宅医療・介護に関する資源情報の共有を推進するため、市民や専門職が必要なサービスを情報サイト「医療・介護資源情報管理システム」に掲載します。 多職種連携関係加算算定件数 (令和5年度を100とする)(件)	103.6	107.4	111.3	・「医療・介護資源情報管理システム」の維持管理並びに情報を更新した(業者による掲載情報の更新を行う)。 ・ICTを活用したりリモート会議、オンライン研修の開催を支援した。(41回) ・各種会議などで医療・介護資源情報管理システムや活用方法を周知した。 ※指標の数値については、3年ごと(次回は令和8年を予定)に実施している在宅医療介護資源調査・将来推計にて確認することとしている。	◎	【課題】 ・定期的な情報更新のための調査等を随時行う必要がある。 ・サイトを活用いただけるよう、会議や研修会等を通じて継続して周知を図る必要がある。 ・引き続きICTを活用した会議、研修の支援を行う必要がある。 【対応策】 ・サイトの活用・更新のため、引き続き会議や研修会を通じ医療・介護専門職向けに広報を行う。 ・関係する職能団体等にICTを活用した研修、会議の支援について、訪問調査活動等を通じて引き続き周知を行っていく。
45	Ⅲ	(2)	8	①	入退院時は、療養の場所が大きく変化し、サービス内容が大きく変容する可能性があるため、医療・介護専門職間の情報共有を円滑に行う取り組みが必要となることから、千葉市医師会など市内専門職の団体と協力して「入退院支援の手引き」(令和4年度版)を作成。 診療報酬及び介護報酬改定にあわせて手引きを改定するとともに、引き続き手引きを活用し、入退院に関する制度や情報を周知し、専門職のスキルアップを図る必要がある。	入退院時の連携強化	入退院時など療養場所が変化する際にも、継続して質の高いケアが提供されるように、専門職向けに市内病院連携室窓口一覧を情報提供し、「千葉県地域生活連携シート」の利用促進を図るほか、「入退院支援の手引き」を基にした入退院時の多職種連携に関する研修や事例検討会を開催します。 多職種連携関係加算算定件数 (令和5年度を100とする)(件)	103.6	107.4	111.3	・ケアマネジャー、訪問看護師など向けの病院連携室窓口一覧の更新を行い、配布した。 ・入退院支援の在り方について、多職種連携会議や地域ケア会議において課題を抽出した。 ・入退院時の多職種連携に関する研修や事例検討会を開催した。 ※指標の数値については、3年ごと(次回は令和8年を予定)に実施している在宅医療介護資源調査・将来推計にて確認することとしている	◎	【課題】 ・病院とケアマネジャー等の在宅支援チームの情報連携を円滑に実施する必要がある。 ・入退院に関する制度や情報を周知し、専門職のスキルアップを図る必要がある。 ・令和8年度診療報酬改定における入退院支援関連の制度改正に対応する必要がある。 【対応策】 ・病院窓口一覧の情報を逐次更新し、関係各所への配布を継続する。 ・市内病院の地域連携室スタッフが参加する地域連携室連絡会と連携して、入退院に関する課題や問題を抽出する。 ・診療報酬改定に対応するため入退院支援の手引き改訂版を作成する。
46	Ⅲ	(3)	1	①	終活の死後事務や財産処分など、支援する専門職にとって大きな負担となっている現状がある。 とくに身寄りのない高齢者や低所得者の意思決定支援や葬祭の執行などが課題となっていることから、民間事業者や企業と協力して、相談や普及啓発を行い、終活に備えた仕組みづくりが必要になっている。	エンディングサポート(終活支援)の普及啓発	人生の最終段階の医療・介護や、死後の葬儀・埋葬・財産処分などの問題も含めた終活に関する相談支援を行い、エンディングに関する不安解消に努めます。 終活の啓発を行うために、リーフレットの作成・配布、市民向け講演会を開催します。 講演開催数(回)	20	20	20	身近に終活に触れ考えることができるよう、民間企業と連携し、あんしんケアセンターを中心にセミナー開催や相談を実施した。また、専門職の対応力向上に向け、研修のほか、おひとりさま支援に関する手引きを改訂した。普及啓発を目的に、市政だよりに終活の特集を掲載した。 ・市民向けセミナー 開催回数 39回 ・専門職向け研修 開催回数 3回 ・相談件数 415件 ・おひとりさま支援の手引き 25,000部	◎	【課題】 「終活」という言葉を知っているが、「終活」を自分事として考えている市民がまだ少ない。 【対応策】 終活を自分事として考えられるよう、あんしんケアセンターを中心にセミナーや講演会等を実施し、終活として具体的に取り組むべきことなどをさらに普及啓発をする。
47	Ⅲ	(3)	2	①	終活の死後事務や財産処分など、支援する専門職にとって大きな負担となっている現状がある。 とくに身寄りのない高齢者や低所得者の意思決定支援や葬祭の執行などが課題となっていることから、民間事業者や企業と協力して、相談や普及啓発を行い、終活に備えた仕組みづくりが必要になっている。	エンディングサポート体制の充実	関係団体との意見交換等を行い、すべての高齢者が、生活支援等に関するサービスを受けることができる体制を検討し、「終活」に関する選択肢を増やします。				◎	【課題】 「終活」という言葉を知っているが、「終活」を自分事として考えている市民がまだ少ない。 【対応策】 終活を自分事として考えられるよう、あんしんケアセンターを中心にセミナーや講演会等を実施し、終活として具体的に取り組むべきことなどをさらに普及啓発をする。	
48	Ⅲ	(3)	3	①	日常の療養支援、入退院支援、災害や感染症の流行時、人生の最終段階など様々な場面において、本人及び家族の意志が尊重されるよう、医療・介護専門職のスキルアップや市民への啓発に取り組む必要がある。	人生の最終段階に向けた多職種連携と意思決定支援 【新規】 【再掲:Ⅲ(2)1】	支援を必要とする本人・家族に希望する医療や介護サービスが提供されるよう、医療・介護専門職に向けた意思決定支援に関する研修や相談支援を実施します。また、健康な時から、医療や介護に関する意識を高めるため、市民向け講演会を開催し、普及啓発を行います。 看取りに関する加算の算定件数 (令和5年を100とする)(件)	103.6	107.4	111.3	・医療・介護専門職に向けた意思決定支援に関する研修を実施した。 ・民間企業との連携協定に基づいて年1回、市民向け講演会を開催し、講演動画を市HPに掲載するなど、普及啓発を実施した。 ・意思決定支援の手引きを改訂し、関係各所へ配布した。(3,000部作成・あんしんケアセンター、診療所626事業所に配布) ・市民向けリーフレットを作成し、関係各所へ配布した。(100,000部作製・あんしんケアセンター、医療機関等2,369事業所に配布) ※指標の数値については、3年ごと(次回は令和8年を予定)に実施している在宅医療介護資源調査・将来推計にて確認することとしている	◎	【課題】 ・専門職向けの意思決定支援に関する研修を実施する必要があるほか、若年層も含めて市民に対する人生会議等の普及啓発に努める必要がある。 【対応策】 ・引き続き、医療・介護専門職及び有識者と連携し、専門職向けの研修会等を実施するほか、人生会議等をテーマとした市民講演会や、小地域単位での研修会等を実施することで、普及啓発を図る。
49	Ⅲ	(4)	1	①	地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、属性を問わない包括的な支援体制の構築を推進する必要がある。	重層的・包括的支援体制の構築(参加支援事業・地域づくり支援事業) 【新規】	分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援体制のあり方等の検討を進め、相談支援と一体的に実施することで、重層的・包括的支援体制を構築します。				○	【課題】 社会参加に向けた支援については、社会資源の開拓は進めているが利用に至ったケースは多くない。 【対応策】 地域生活課題の複雑化・複合化を背景に、既存制度では対応することができない狭間の個別ニーズに対応するため、就労やボランティア等まで範囲を広げた支援メニューとのマッチング及び資源開拓と定着支援及び受け入れ先のフォローを実施する。	
50	Ⅲ	(4)	2	①	少子高齢化や地域の担い手不足が進んでおり、生活支援コーディネーターと連携し、地域の実情に応じた通いの場の創出や活動支援、担い手の発掘等に取り組む必要がある。	生活支援体制整備の充実 【再掲:Ⅰ(1)9】	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活できるよう、関係機関と連携し、地域資源の収集・創出、マッチングを行うなどの生活支援コーディネーターの活動を強化します。				○	【課題】 住民主体の通いの場や支え合い活動の担い手不足等により、地域活動の継続や新たな立上げが難しくなっている。 【対応策】 多様な主体による体制整備の推進が図れるよう、協議体等を活用して、地域の実情に応じた連携を推進する。	

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
51	Ⅲ	(4)	3	①	高齢者が地域で安心して暮らし続けられるように、地域交流の場の活性化や地域住民による見守りや支え合い活動の促進などをさらに進めていくことが求められる。また、日常生活に支障がある方や複雑化・複合化している課題を抱える方に対して適切に支援を実施する体制を構築する必要がある。	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	社会福祉協議会各区事務所に配置されているコミュニティソーシャルワーカーが、複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び支え合い活動等の地域の取組みの立ち上げの支援をより一層推進できるよう支援するとともに、本市の福祉まるごとサポートセンターとの連携を密にし、地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制を構築します。				コミュニティソーシャルワーカーが、複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対し、個別支援を行うとともに、個別支援を通じた地域課題の把握や地域のニーズに応じた地域における支え合いの仕組みづくりの構築を図った。 ○コミュニティソーシャルワーカー会議 年12回開催 ○コミュニティソーシャルワーカーに必要なスキル習得の一助とすることを目的とし、千葉市社会福祉協議会各区事務所のコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、希望する職員を、福祉まるごとサポートセンターに派遣し、業務を通じた研修を実施した。	○	【課題】 8050問題やゴミ屋敷など、複合的な課題を抱える世帯が増加傾向にあり、対応に苦慮するケースがある。 【対応策】 コミュニティソーシャルワーカーがこれまでの活動を通じて培った地域との関係性を活かし、地域との協力を得ながら地域での支えあい体制の推進を図る。また、複合的な課題を抱えるケースについては、福祉まるごとサポートセンターをはじめとした各相談機関とより一層連携し、必要な支援を行う。
52	Ⅲ	(4)	4	①	高齢者が増加する中で、地域住民同士の共助及び互助をもとに地域住民等が主体的に実施する介護予防に関する支援活動を広げていく必要がある。	地域支え合い型訪問支援・通所支援	買い物、調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等への助成を行います。				買い物、調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等への助成を実施した。 「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」の活用による周知等を行った。 【補助金交付(訪問支援)】 支援実施団体数 3団体 ・補助対象利用者数 延べ83人 【補助金交付(通所支援)】 支援実施団体数 4団体 ・支援実施場所数 8か所 ・補助対象利用者数 延べ2,148人 【登録団体数】 訪問支援 6団体 通所支援 8団体	○	【課題】 一部既存団体の利用者数は増加傾向にあるが、登録団体数が少なく、新規団体の登録は伸び悩んでいる。 【対応策】 効果的な周知方法を検討するとともに、引き続き、生活支援コーディネーター等との連携を行い、登録団体数・利用者数の増加を図る。
53	Ⅲ	(4)	5	①	高齢化や核家族化が進み、ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯が増加しているため、ごみ出しを支援する必要がある。	高齢者等ごみ出し支援	ごみ出しが困難な一人暮らし高齢者等の世帯に対して、協力員によるごみ出し支援を行う団体への助成を行います。				高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯のごみ出しを行う団体に補助金の交付を行った。 「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」の活用による周知等を行った。 ・補助金交付による支援世帯数 延べ1,527世帯 ・登録団体数 54団体	◎	【課題】 ごみ出し支援の担い手となる団体が不足しており、支援対象世帯であっても、ごみ出し支援を受けられないケースが少なくない。 【対応策】 収集業務課と連携し、ごみストッカーの貸与を行うことで、ごみ出し支援団体の増加を図る。特に、障害福祉サービス事業所が支援に参画できる体制を整え、市全域への展開を目指す。
54	Ⅲ	(4)	6	①	高齢者が増加するなかで、在宅で高齢者を介護する家族の身体的、精神的負担をいかに軽減するかが課題となっている。	家族介護者支援 【再掲:Ⅱ(2)2】	在宅で高齢者を介護する家族が、日常介護で特に困難と感じている介護技術の習得を支援するため、訪問レッスンや家族介護者研修を実施するとともに「家族介護者支援センター」において家族介護者の相談に対応し、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。また、関係機関と連携して課題の解決に取り組みます。				在宅で高齢者を介護する家族等に対して訪問レッスンや家族介護者研修を実施するとともに、家族介護者の相談に対応した。 チラシの配付や市政だよりによる周知のほか、関係機関に制度周知を依頼した。 延べ研修参加者数 (人):96人 訪問レッスン実施件数(件):45件	○	【課題】 家族介護者研修受講者に対するアンケートで、本事業の認知度が低かった。 【対応策】 より効果的な周知方法について検討するとともに、引き続き、HP等により周知を行う。
55	Ⅲ	(4)	7	①	ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の高齢者宅への定期的な訪問など、高齢者の見守りにつながる地域活動を開始しやすい環境を整備する必要がある。	高齢者見守りネットワークの構築	地域における見守り活動を実施するための活動拠点整備に係る初期費用を助成することにより、地域見守り活動の促進を図ります。				地域の見守り活動の立ち上げ促進を図るため、「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」の活用による制度の周知等を行ったが、交付に至った団体はなかった。 R7実績:0団体	×	【課題】 立ち上げを検討する従事者についても高齢化が進んでおり、活動実施に結びついていない。 【対応策】 効果的な周知方法を検討するとともに、引き続き、HP等により周知を行う。
56	Ⅲ	(4)	8	①	一人暮らしの高齢者などが緊急時にSOSを出せない状況を回避する必要がある。	緊急通報システムの活用	一人暮らし高齢者などの居宅に電話回線を利用した緊急通報装置を設置し、安否確認や緊急時の対応を行います。				ひとり暮らし高齢者などの居宅に電話回線を利用した緊急通報装置を設置し、安否確認や緊急時の対応を行うとともに、引き続き、制度の見直しについて検討した。	○	【課題】 協力員の確保が年々困難となっており、また、通報については誤報が多い状況にある。 【対応策】 協力員の確保については、他の政令指定都市の状況等を参考にしながら、引き続き検討を行う。誤報への対応については、委託業者と連携し、課題解決に向けた協議・検討を重ねていく。 なお、令和8年度中に、複数のサービスのうちから利用者が自身に適したサービスを選択できる補助制度へ見直す予定である。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)						
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策	
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)				
57	Ⅲ	(4)	9	①	本制度は、日常業務で地域を巡回しているライフライン事業者や宅配業者などの協力により、高齢者宅などの異変を発見した場合、区に通報してもらうことで、地域における孤独死の防止に努めるものである。 孤独死を防止するためには、より多くの目で見守る必要があることから、協力事業者の拡大を目標に掲げている。 また、孤独死増加の要因の一つとして、地域で支え合う機能の低下が挙げられることから、本制度を充実させ、地域住民に周知することで、地域による見守り活動の重要性を啓発していく必要がある。	孤独死防止通報制度	連絡会議の開催や事業者向け携行用カードの配布により、ライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者に対して制度の周知を徹底し、孤独死防止に努めます。				関係者への年次報告書の送付や事業者向け携行用カードの配布等により、ライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者に対して制度の周知を徹底し、孤独死防止に努めた。 ・R7通報件数59件 ・制度の周知に努めた ・関係者への年次報告書の送付(年1回) ・協力事業者との連携維持	○	【課題】 孤独死を防止するためには、より多くの目で見守る必要があるとともに、地域で支え合う機能を強化していく必要がある。 【対応策】 協力事業者に携行用カードを配布し、制度の周知徹底を図る。 また、地域住民へ本制度を周知し、地域での見守り活動の重要性を啓発する。	
58	Ⅲ	(4)	10	①	本市の人口は、昭和40年代に入居が始まった大規模団地の建設などにより急増したこともあり、そういった団地では高齢化が顕著である。また、集合住宅の構造上の問題として、エレベーターが設置されておらず、高齢者の外出を阻害する大きな要因となっている。	高齢者の移動支援	階段昇降支援事業及び福祉有償運送事業においては引き続き補助金を交付し新規事業者の募集を図ります。 また、交通局や社会福祉協議会等と連携し、高齢者の日常の買い物や通院などの支援に関する施策を推進します。	階段昇降機補助交付団体数(件)	6	6	6	【階段昇降機】 導入補助 5団体 運営補助 1団体 【福祉有償運送】 継続補助 2団体	○	【課題】 階段昇降支援サービスにおいては全区に補助事業者が所在し、市内全域において利用できる状態になったが、福祉有償運送事業においては新規補助団体がなかった。 【対応策】 福祉有償運送事業において効果的な周知方法を検討するとともに、引き続き、HP等により周知を行う。
59	Ⅲ	(4)	11	①	高齢者がペットと暮らすことにより、健康増進効果・介護予防効果があると言われている一方、最後までペットの世話が出来ないことを理由にペットを飼うことを諦めている高齢者も多いことから、高齢者が生きがいをもち、安心してペットと生活できる環境をつくる必要がある。	高齢者等を対象者としたペットによる生きがいづくり	高齢者が生きがいをもち、安心してペットと生活できる環境をつくるため、一時飼育ボランティアへ的高齢者の参加促進や、高齢者が将来ペットを飼育できなくなった場合に備えた支援をモデル的に実施します。				高齢者が医療機関への入院、高齢者施設への入所又は死亡により、ペットを飼育できなくなる場合に備えるための支援スキームの検討や、啓発パンフレット作製等のペットの適正飼養啓発事業の実施を検討した。	△	【課題】 高齢者がペットを飼養することは孤独感を和らげるなど心の安定をもたらし、ペットとの散歩や遊びは健康維持に役立つなどの多くのメリットもある一方でペットの世話にかかる時間や体力、経済的負担等の課題があり不適正飼養に繋がるリスクもある。 【対応策】 千葉市動物保護指導センター及び千葉市獣医師会と連携し、不適切飼養を予防するための周知を図る。	
60	Ⅲ	(4)	12	①	地域運営委員会の結成に必須となっている団体間の活動エリアが異なっていることや、制度に対する理解が進まず、合意形成を得られない等の理由により、設立が伸び悩んでいる。	地域運営委員会の設置促進	将来にわたり、住民同士の助け合い、支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小・中学校区単位に地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設置を促進します。	設置地区数(地区)	-	22	-	【R7設置地区数(実績)】 ・19件	○	【課題】 地域運営委員会の必要性が実感されづらい、主要5団体(地区町内自治会連絡協議会、社会福祉協議会地区部会、地区民生委員・児童委員協議会、中学校区青少年育成委員会、地区スポーツ振興会)の活動区域が異なっている、委員会設立に伴う負担が大きい、といった課題がある。 【対応策】 未設置となっている各地区の実情等を把握し、これを踏まえた支援策を検討、実施するとともに、必要に応じて制度の改善に努める。
61	Ⅲ	(4)	13	①	ひとり暮らし高齢者や要介護状態の高齢者などが増加するなか、地区部会が行うふれあい・いきいきサロンは、高齢者に対して、地域とのつながりや、生きがいを提供するとともに、外出のきっかけを与え、介護予防や重度化の防止にも役立つことから、開催の拡大を目標に掲げている。 市内全域において、サロン活動等の地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、人材育成、健康づくりなど、広く地域福祉の推進に取り組む、社会福祉協議会地区部会の活動を支援する。	社会福祉協議会地区部会活動への支援	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、担い手の拡大、健康づくりなど、地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会地区部会の活動を支援します。	各種地区部会活動の実施回数(回)	ふれあい・いきいきサロン 3,840回 ふれあい・子育てサロン 689回 ふれあい・散歩クラブ 522回 地区部会ボランティア講座 120回	ふれあい・いきいきサロン 3,900回 ふれあい・子育てサロン 702回 ふれあい・散歩クラブ 540回 地区部会ボランティア講座 120回	ふれあい・いきいきサロン 4,020回 ふれあい・子育てサロン 728回 ふれあい・散歩クラブ 576回 地区部会ボランティア講座 120回	◎ 【令和7年度の実績(市社協)】 ・見守り活動:44地区(293町内自治会) ○ふれあい・いきいきサロン:4,131回 ○子育てサロン:615回 ○散歩クラブ:438回 ・ふれあい食事サービス:208回 ・地区部会だより:133回 ○地区部会ボランティア講座:88回 ※ ○…補助金充当事業	◎	【課題】 コロナ禍前の実績近くまで回復している傾向にあるが、一部地域では担い手不足などにより活動再開に至らないところがある。 【対応策】 地域ごとに活動にあたっての課題が異なるため、地区部会ごとに必要な支援を行う。

通番	基本 方針	主要 施策 番号	事業 番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)						
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策		
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)				(R8)	
62	Ⅲ	(4)	14	①	千葉市社会福祉協議会が運営する、千葉市及び各区ボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の提供、ボランティア講座の開催、活動施設や書籍の貸出等を行うことで、ボランティア活動の普及・啓発、育成及び支援を行う。地域福祉活動を発展させていくためには、新たな活動の担い手を確保する必要があることから、ボランティア登録者数の拡大を目標に掲げている。	ボランティア活動の促進	ボランティア活動を促進させるために、千葉市ボランティアセンター及び各区ボランティアセンターが行う情報提供や講座の開催、施設の貸出し等のボランティア育成事業を支援します。	ボランティア新規登録者数(人)	250	250	250	市民のボランティア活動への参加を促すため、ボランティアセンターで情報提供・啓発や講座を開催し、新たなボランティア活動や地域活動の担い手となる人材を確保・育成を行った。 【令和7年度の実績(市社協)】 新規個人ボランティア登録者数：167人	○	【課題】 市及び各区のボランティアセンターによる、ボランティア講座の開催やボランティア情報の提供を通じて、新たなボランティア活動や地域活動の担い手となる人材を確保・育成する必要がある。 【対応策】 引き続き、市民ニーズを踏まえながら多種多様なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に参加する人材の育成・確保に努める。
63	Ⅲ	(5)	1	①	要配慮者の支援体制構築のため、町内自治会等の地域の支援者に避難行動要支援者名簿を提供しているが、要配慮者一人一人に合わせた個別支援計画の作成に至っている団体はごく一部にとどまっている。災害時における支援体制の実効性を確保するため、個別支援計画の作成を促進する必要がある。	避難行動要支援者個別避難計画作成促進	災害時における要支援者の支援体制構築を促進するため、要支援者の個別避難計画作成事業を実施します。	計画作成数(件)	400	400	400	引き続き優先度が高いと考える要件に該当する対象者のうち、同意を得られた者について業務委託を行い、計画作成を行うとともに、更新や活用についてモデル実施を行った。 また、拠点福祉避難所への直接避難の条件等や電源マップの活用方法等について、庁内関係課で構成されるPTを中心に検討した。 【R7計画作成数(実績)】 220件	○	【課題】 ・委託先の状況により進捗が滞る場合があり、円滑な計画作成が困難。 ・計画作成後の更新や活用について方針が確立されていない。 ・電源マップの活用方法等について定まっていない。 【対応策】 ・計画作成が円滑に進むよう対象者に適した委託先を選定する。適宜各事業者に進捗状況の確認を行う。 ・計画の更新や活用(訓練等)についてモデル的に実施した。 ・電源マップの活用方法等について、庁内関係課で構成されるPTを中心に検討する。
64	Ⅲ	(5)	2	①	災害時における安否確認や迅速な避難支援などに活用する名簿を作成し、町内自治会などと協力して避難行動要支援者を支援する体制を構築する。 より多くの団体へ提供することを目標としているが、提供率が令和5年度末実績で40%であり、今後さらなる周知を図る必要がある。	避難行動要支援者の支援体制の強化	災害時に、高齢者・要介護認定者・重度の障害者・難病患者等要支援者の安否確認や迅速な避難支援などに活用する名簿を作成し、町内自治会や自主防災組織等での活用を促進することにより、地域における避難支援等の体制構築を推進します。 また、名簿にハザードマップ情報(土砂災害警戒区域等の該当有無)を追加することにより、支援体制の強化を図ります。	名簿提供率(%)	38.0	39.5	41.0	名簿提供を受けていない町内自治会、自主防災組織、マンション管理組合に対して勧奨通知を行い、提供団体数の増加を図った。 また、更新及び勧奨通知の際に、改正した「避難行動要支援者支援体制構築実施マニュアル」を周知し、地域による支えあいカードの作成等、名簿の活用について啓発を行った。 【R7名簿提供率(実績)】 ・41.0%	◎	【課題】 名簿の管理は、町内自治会等にとって負担感が強い傾向にあるほか、活用方法が分からないなどの理由から、名簿提供率が伸び悩んでいる。 【対応策】 ・名簿提供を受けていない町内自治会、自主防災組織、マンション管理組合に対して勧奨通知を行い、提供団体数の増加を図る。 ・改正した「避難行動要支援者支援体制構築実施マニュアル」を周知し、地域による支えあいカードの作成等、名簿の活用について啓発を行う。
65	Ⅲ	(5)	3	①	災害時における高齢者等の要配慮者の円滑な避難体制を構築するためには、平時から関係者の協力が必要である。 災害時に備えて、備蓄品を配備したり、防災訓練を行う必要がある。	福祉関係者・高齢者施設等との連携協力による拠点福祉避難所の開設運営	災害時に、ケアマネジャー等の福祉関係者及び高齢者施設の協力により、拠点福祉避難所を開設し、在宅または一般避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、連携して支援に取り組みます。 平常時から備蓄物資を配備し、防災訓練を実施するとともに、災害時には防災部局と連携して必要物資を輸送します。					・中央区において拠点福祉避難所の開設訓練を実施した。 ・新規に開設した高齢者施設1施設と拠点福祉避難所の協定を締結した。 (れんげの丘) ・新たに協定を締結した拠点福祉避難所1施設に、防災備蓄品を配備した。	◎	【課題】 拠点福祉避難所開設訓練を未実施の区が存在する。 【対応策】 拠点福祉避難所開設訓練を未実施の区において訓練を実施する。 併せて新設高齢者施設等との拠点福祉避難所に関する協定締結及び防災備蓄品の支給を進める。
66	Ⅲ	(5)	4	①	高齢者施設等において大規模かつ長期にわたっての停電などが発生し、利用者の生命や健康が脅かされる事態に備えるため、非常用自家発電設備等の整備を進める必要がある。	高齢・介護施設等への非常用自家発電設備の整備	高齢・介護施設等において大規模かつ長期にわたって停電などが発生した場合、利用者の生命や健康が脅かされることとなるため、各施設等が行う非常用自家発電設備等の整備を支援します。					【非常用自家発電設備】 ・老健 1か所 ・GH 2か所 【大規模修繕】 ・GH 1か所	○	【課題】 認知症対応型共同生活介護事業所の半数程度が未設置の状況となっている。 【対応策】 非常用自家発電設備は利用者の生命、健康を守るためのものであるため、整備につながるよう案内を継続する。
67	Ⅲ	(5)	5	①	本市では全世帯数の95.8%をカバーする自主防災組織が結成されている(令和6年3月31日現在1,024組織)。ここ数年自主防災組織の新規結成数は横ばいで推移している。また、自主防災組織活動の活性化・充実への取り組みも必要である。	自主防災組織の結成育成	地域住民の助け合い(共助)による自主防災組織の結成及び活動助成等を行うとともに、防災アドバイザーを派遣し、平常時の防災活動を支援することにより、活発な活動を進めます。	新規結成数(組織)	7	7	7	地域住民の助け合い(共助)による自主防災組織の結成及び活動助成等を行うとともに、防災アドバイザーを派遣し、平常時の防災活動を支援することにより、活発な活動を進めた。 【R7新規結成数(実績)】 ・3件	○	【課題】 ・防災アドバイザー派遣の謝礼金額(最低賃金を下回る)が適正か疑問が出ている。 ・事務マニュアルと現状に相違点が出てきている。 【対応策】 ・謝礼金額が適正か検討する。 ・マニュアルと現状の相違点を整理し、事務マニュアルを改正する。
68	Ⅲ	(5)	6	①	災害時に迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うため、運営委員会の活動を支援するための補助金制度を活用することにより、活動の活性化及び地域防災力の更なる向上を図る必要がある。	避難所運営委員会の設立育成	災害時に避難所の迅速な開設及び円滑な運営を行うため、地域の町内自治会等が主体(共助)となる避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成し運営体制の構築を図ります。	活動支援団体数(団体)	190	195	200	・避難所運営委員会への活動事例集の周知及び活動状況調査の実施により、避難所運営委員会の活動促進を行ったが、避難所運営委員会活動支援補助金の申請団体数は162件と、目標には達しなかった。 ・直近要員指定時に直近要員としての役割及び責任を明確にし、改めて周知した。	○	【課題】 ・避難所運営委員会ごとに、マニュアル作成や訓練実施など活動状況に差が生じている。 【対応策】 ・避難所運営委員会活動状況調査により、避難所運営委員会の活動を把握する。 ・避難所運営委員会活動補助金の周知及び区が実施する避難所運営委員会向け研修の周知を徹底し、避難所運営委員会の活動促進に繋げる。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)						
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策	
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)				
69	Ⅲ	(5)	7	①	地域における防災リーダーの担う重要性が増していることから、防災リーダーの養成を行い、習得した知識・技術を自主防災組織等の活動に還元することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。	防災知識の普及啓発	出前講座や広報紙による防災情報の発信や、防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座及び防災リーダー研修会の開催により、防災知識の普及・啓発に努めます。	防災ライセンス及びスキルアップ講座 受講人数(人)	200	200	200	出前講座や広報紙により防災情報を広く伝えとともに、防災に対する意識を向上させるために、防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座、防災リーダー研修会を開催することで、防災知識の普及・啓発に努めた。 【R7受講人数(実績)】 ・594人(リーダー研修会241人、ライセンス講座223人、スキルアップ講座130人)	○	【課題】 受講希望者が定員を大幅に上回ることが多く、満足に希望にこたえられない。 【対応策】 予算の関係上調整が難しいが、広い会場への変更などで受け入れ数を増やしていく(R7年度防災ライセンス講座のうち託児所ありの会場を定員200人のホールに変更した。R6年度の会場は定員30人程度)。 受講者へアンケートを実施し、結果によっては有料化も検討する。
70	Ⅲ	(5)	8	①	メールを受信できる端末を所有していない市民に向けて、家庭の固定電話に電話・FAXで災害時緊急情報を配信するサービスを令和元年12月より開始したが、令和5年度末時点で登録数が700人程度にとどまっているため利用者数の増加を図る必要がある。	災害等緊急情報の配信	気象庁が発表する警報・注意報等や、市の避難所開設情報等について携帯電話やスマートフォン、パソコンに電子メールで配信し、災害に対する注意喚起を実施するとともに、高齢者等の電子メールを受信できる機器を所有していない方には、各家庭の固定電話またはFAXに災害情報を配信します。	電話・FAX配信サービス登録者数 (人)	380	390	400	広報誌や市ホームページでの周知や各種行事におけるチラシ・申込用紙の配布に加え、コミュニティセンターや市民センター、公民館などの施設に配架を行い、幅広く周知を行った。 R7年度3月末時点サービス登録者数:354人	○	【課題】 千葉市の世帯数と比べると利用者数が十分とはいえない。 【対応策】 引き続き広報誌や市ホームページ、各種行事の際にチラシ・申込用紙の配布を行うことで事業内容の周知を図る。
71	Ⅲ	(5)	9	①	感染症の流行に備え、平時からマスクや消毒液等の衛生用品等を備蓄しておくことや従事者が感染拡大防止策を実施できるよう、日頃から情報を周知しておく必要がある。	介護サービス事業所に対する感染防止のための支援	感染症発生に備えて平常時から、マスクや消毒液の衛生用品等の備蓄を促すとともに、感染防止のために必要となる情報の提供等感染拡大防止対策の支援を行います。					国から出される衛生管理に関する通知等を周知し感染対策を図った。	○	【課題】 新型コロナウイルスの位置づけが5類に移行後、抗原検査キット事業を活用する事業所が減少し、事業の継続意義が相対的に低下したことから事業を廃止したが、高齢者が入所する施設等については、重症化するリスクが高い利用者が多いことから、引き続き感染症対策を行っていく必要がある。 【対応策】 国から出される衛生管理に関する通知等を周知し感染対策を図る。
72	Ⅳ	(1)	1	①	認知症の人を地域で見守り支える社会の構築を推進するため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成すると共に、サポーターと認知症の人や支援団体をつなぐ仕組みを構築する必要がある。	認知症サポーター養成の推進	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き実施します。また、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の企業の方や、子ども・学生を対象とした認知症サポーターの養成を推進します。	認知症サポーター延べ養成者数 (人)	105,000	113,000	121,000	地域住民、小中学校及び企業等における認知症サポーター養成講座を実施した。 ・小中学校:42回・4,097人 ・地域住民・企業:86回・2,340人 ・養成者延べ数:109,732人	◎	【課題】 受講者数が令和6年度より減少しており、受講者数増に向けた周知広報を強化する必要がある。 【対応策】 企業、経済団体や大学等への講座受講を働きかけるとともに、講師であるキャラバン・メイトへの働きかけによる講座開催についても促していく。
73	Ⅳ	(1)	2	①	地域共生社会を目指すにあたり、社会の認知症への理解を広める必要がある。	認知症への理解の促進に向けた普及啓発	世界アルツハイマーデー及び世界アルツハイマー月間の機会を捉えて、認知症啓発イベントやライトアップの実施を通じ、認知症の普及啓発を推進します。					関係機関や民間企業と協働し、ショッピングモールや市役所イベントスペースを活用し、認知症に関する普及啓発イベントを実施するとともに、千葉ポートタワー等を認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップするなどの取組みを実施した。	◎	【課題】 ショッピングモールで開催したイベントでは昨年度より来場者数が増え、アンケートでもほぼすべての来場者が認知症への理解が深まったとの結果であったが、より幅広い層へ周知し、認知症への理解の促進を図る必要がある。 【対応策】 関係機関や民間企業と連携し、身近な場所を活用した啓発イベントを継続するとともに、認知症サポーター養成講座等の機会を通じて認知症への理解を広めていく。
74	Ⅳ	(1)	3	①	令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、認知症に関する相談窓口の認知度は23.3%であり、認知症に関する相談窓口を周知する必要がある。	認知症の相談窓口の周知	地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口であるあんしんケアセンターや認知症疾患医療センター等の相談窓口の情報について、千葉市認知症ナビや認知症ケアパス等を活用し、引き続き周知します。					相談やイベント、講演会、会議等の機会を捉え、市民及び関係者に対し、認知症ケアパス及び千葉市認知症ナビ等の周知を図った。	○	【課題】 認知症ケアパスや認知症ナビ等による情報発信は進んでいるが、増加する認知症高齢者へ対応するため、さらなる周知が必要である。 【対応策】 相談やイベント等の機会を捉え、認知症ケアパスや認知症ナビを活用した相談窓口の周知を継続するとともに、情報発信の充実を図る。
75	Ⅳ	(1)	4	①	高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は増加傾向にある。認知症の人が社会の一員として活躍ができる地域共生社会を目指すにあたり、認知症への理解を促すとともに、認知症に対する否定的なイメージを払拭する必要がある。	認知症本人の発信支援	認知症への理解を広めるため、認知症の人本人が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する場を推進します。	講演会や会議等における 本人発信の機会(回)	6	6	6	認知症当事者を講師とする講演会の開催や、当事者が会議に参画するなど、自身の想いや希望を自らの言葉で発信する場を設けた。 本人発信の機会:5回	◎	【課題】 本人発信の取組みに一定の成果は見られるが、認知症への理解促進につなげるため、発信の機会をさらに充実させていく必要がある。 【対応策】 認知症の本人や家族と相談しながら、無理のない形で参加できる場を設定し、本人発信の機会を継続的に確保する。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
76	Ⅳ	(1)	5	①	若年性認知症に対しての理解や相談先の周知が不足しており、適切に支援に結びついていない場合がある。	若年性認知症への理解の促進	若年性認知症に関する社会への理解を広めるとともに、若年性認知症の人が早期に必要な支援が受けられるよう、企業や相談機関等に対して若年性認知症の啓発及び相談先等の情報提供を行います。				地域包括ケア推進課内に配置した若年性認知症支援コーディネーターが関係機関と連携して、若年性認知症当事者及び家族への個別支援を実施した。 また、市民や企業に対し若年性認知症に係る理解を深めるための啓発を行うとともに、専用相談窓口等の周知を行った。	◎	【課題】 相談件数が年々増加しており、若年性認知症支援コーディネーターの負担が増していることから、支援体制を強化する必要がある。また、就労や生活面を含む支援ニーズが多岐にわたり、関係機関との調整に時間を要することがあることから、関係機関との支援ネットワークをより強固なものにしていく必要がある。 【対応策】 若年性認知症支援コーディネーターの増員を図るとともに、支援体制や支援プロセスを整理し、関係職員間で共有することで組織的な支援を推進する。医療・福祉・就労支援機関等との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築する。
77	Ⅳ	(2)	1	①	認知症の早期発見・早期対応に繋げる取組みの一環として、「もの忘れチェック事業」を令和5年10月から実施しており、着実に実施する必要がある。	もの忘れチェック事業の実施 【新規】	特定健診・健康診査の受診者のうち認知機能の低下が疑われる65歳から89歳の方を対象に実施する「もの忘れチェック事業」の実施により、認知症の早期発見・早期対応に繋がります。				対象者に個別に事業案内を送付し、市医師会及び市内医療機関の協力のもと「もの忘れチェック事業」を実施した。 ・もの忘れチェック実施人数:707人	△	【課題】 対象者への個別案内による事業実施はできたが、受診率の向上やチェック後の医療・支援につなげる仕組みについてはさらなる充実が必要である。 【対応策】 事業内容や受診の意義についてわかりやすく周知を行い、受診を促進する。併せて、市医師会及び関係機関と連携し、より軽度の認知症の方の早期発見・早期診断に繋げるスクリーニング基準の見直しを図る。
78	Ⅳ	(2)	2	①	各あんしんケアセンター圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを兼ねる認知症地域支援推進と連携し、認知症に関する普及啓発や高齢者が身近に通える場である認知症カフェの設置を促進する必要がある。	認知症地域支援推進員等の活動の推進	認知症地域支援推進員を中心に、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、もの忘れチェック事業の利用を通じて相談のあった人に対し、通いの場等の情報提供や各種支援につなげます。				認知症地域支援推進員を中心に、認知症当事者や家族に対し、もの忘れチェック事業や認知症カフェ等の情報を適切に提供するとともに、地域で認知症カフェの開設を希望するボランティアに対する支援を実施した。 ・認知症カフェ数 51	◎	【課題】 認知症カフェを運営する主催者及び開設を希望する個人・団体に対し、安定的な認知症カフェの運営等に係る支援を行い、認知症当事者が気軽に立ち寄ることのできる場としての認知症カフェを増やしていく必要がある。 【対応策】 認知症地域支援推進員を中心とする認知症カフェの開設・運営サポートを引き続き推進していく。
79	Ⅳ	(3)	1	①	認知症コーディネーター及び認知症地域支援推進員、あんしんケアセンター等の協力を得ながら認知症カフェは徐々に整備されてきているが、各地域の高齢者が気軽に通えるよう、各地域に認知症カフェを設置する必要がある。	認知症カフェの設置促進	認知症の人とその家族並びに地域住民、専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促し、認知症の本人の重症化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の人と家族を地域で支える体制を推進します。				認知症カフェの周知症パンフレットや認知症ナビ等により認知症カフェを周知し、利用促進を行った。 また、認知症カフェ新規開設希望者向け説明会の開催や、認知症地域支援推進員による認知症カフェの立上げの支援を行った。 さらに、認知症カフェ補助金を交付や、カフェ主宰者同士の意見交換会の開催により、認知症カフェの安定的運営に資する取組みを実施した。 ・認知症カフェ数:51 ・補助金交付件数:17件 (新設:3件、継続:14件) ・認知症カフェ新規開設者向説明会:1回 ・認知症カフェ主催者意見交換会:1回	◎	【課題】 認知症カフェ数に対し、補助金の利用数が少ないことから、補助金利用を促進することで、より安定的なカフェの運営を推進していく必要がある。 また、認知症ケアパスや市民向けの講習会等の機会を通じて認知症カフェの周知を行うことで、認知症当事者・家族の利用促進を図る必要がある。 【対応策】 補助金の交付要件を見直し、利用促進を図るとともに、認知症カフェの新規開設を希望する個人・団体等に対し、補助金制度の紹介を含めた説明会を開催し、認知症カフェ数の増加を図る。
80	Ⅳ	(3)	2	①	認知症の早期診断・早期対応に繋げるため、認知症初期集中支援チームの効果的な活動や、関係機関との連携を強化する必要がある。	認知症初期集中支援チームの活用と連携	認知症初期集中支援チームの効果的な活動及び対応力向上に資するよう、あんしんケアセンター及び認知症疾患医療センター、地域の医療福祉関係機関との連携を強化するとともに、チーム同士の情報交換を行います。				認知症の初期支援を行う認知症初期集中支援チームが中心となり、あんしんケアセンターや認知症疾患医療センター等と連携により、早期発見・早期対応を行った。 チーム活動の平準化・資質向上のため、意見交換会やチーム間会議等を開催した。	○	【課題】 支援が必要な認知症当事者を適切にチームにつなげる取組みを充実させる必要がある。 【対応策】 国が実施する研修の受講や各区のチーム間の意見交換会等の開催を通じ、各チームの支援スキルの向上を図る。
81	Ⅳ	(3)	3	①	認知症の早期診断から、認知症の人やその家族が、その時の状態に応じた適切な支援が受けられるように、関係者間の連携の体系化を図る必要がある。	認知症疾患医療センターを中心とした関係機関の連携による早期支援の推進	認知症疾患医療センターを中心に、かかりつけ医やあんしんケアセンター等の関係機関の連携により、地域の介護・医療資源等を有効に活用したネットワークづくりを推進し、認知症の早期診断・早期支援の体制を強化します。				認知症疾患医療センターを中心に、専門医療相談や識別診断と初期対応、研修会の開催や認知症医療に関する情報発信を行った。 また、関係機関と連携し、医療・福祉・介護等の支援を行った。 ・認知症疾患医療連携協議会開催回数:1回	△	【課題】 認知症疾患医療センターの専門的役割は果たされているが、関係機関との連携や市民への周知についてさらに推進していく必要がある。 【対応策】 千葉県と連携した研修会の開催等を通じ、関係機関への周知と理解促進を図るとともに、認知症疾患医療連携協議会等において関係機関との更なるネットワーク構築、連携強化を図る。また、認知症ケアパスや市民向けの講習会等の機会を通じて、認知症疾患医療センターの更なる周知を行う。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)						
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策	
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)				
82	Ⅳ	(3)	4	①	認知症の早期対応を図るため、高齢者が日頃より受診する診療所の主治医が適切な認知症診断の知識や技術を得る他、家族や本人からの相談対応力の向上が求められている。 また、国の要綱改正にともなう、新標準カリキュラムに対応するほか、研修の開催方法等を見直し、受講しやすい環境を整える必要がある。	認知症対応力向上研修の実施	早期診断・治療に繋がるよう市医師会など関係機関と連携し、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師のほか、病院や診療所、介護サービス事業所に従事する医療従事者向けの認知症対応力向上研修を実施し、本人・家族のフォローや多職種連携など、支援体制を強化します。	認知症ケアに関する算定件数 (令和5年を100とする)(件)	100.2	100.5	101.1	○市医師会、市薬剤師会、市歯科医師会及び県看護協会と連携し、医師、薬剤師、歯科医師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を実施した。 ○病院勤務の医療従事者向け及び病院勤務以外の医療従事者向けの認知症対応力向上研修を実施した。 ※指標の数値については、3年ごと(次回は令和8年を予定)に実施している在宅医療介護資源調査・将来推計にて確認することとしている。	◎	【課題】 認知症対応力向上研修の実施のため、市内医療機関・介護サービス事業所向けの案内・周知について、職能団体との連携が必要となる。 【対応策】 市医師会などの職能団体との連携を強化する。
83	Ⅳ	(3)	5	①	増加する認知症高齢者の早期診断・早期発見のため、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医などへの相談・助言のできる認知症サポート医を養成する必要がある。	認知症サポート医の養成	認知症に関する専門的な知識と技術を有し、かかりつけ医への助言などを行うとともに、専門医療機関やあんしんケアセンターなどとの連携を図る「認知症サポート医」を養成します。	認知症ケアに関する算定件数 (令和5年を100とする)(件)	100.2	100.5	101.1	市医師会から推薦された医師が、国立長寿医療研究センターの実施する研修に参加する際の費用を補助した。(3名) 養成者延べ人数:116名 ※指標の数値については、3年ごと(次回は令和8年を予定)に実施している在宅医療介護資源調査・将来推計にて確認することとしている	◎	【課題】 認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症サポート医を養成する必要がある。 【対応策】 引き続き、市医師会と連携し、認知症サポート医を養成する。
84	Ⅳ	(3)	6	①	認知症高齢者に関わる実務者等に対し、認知症高齢者の介護等に関する研修を実施することで、市内施設・事業所における介護サービスの質の向上を図っている。 今後も認知症高齢者の増加により、介護サービスのニーズもより高まることから、引き続き、計画的かつ継続的に研修を実施する必要がある。	認知症介護実践者等の養成	認知症介護に従事する職員の資質の向上や指導者養成を目的とした研修会を開催し、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図ります。	研修実施の委託先と連携し、計画的に研修を実施した。また、認知症介護基礎研修については、eラーニングによる研修体制を整えた。 ・受講者数 552人	研修受講者人数(人)	400	400	400	◎	【課題】 市内介護事業所等への研修情報を提供することにより、研修受講を促進していく必要がある。また、研修を適切に実施することにより、介護施設等で活躍できる人材の確保につなげていく必要がある。 【対応策】 市ホームページによる周知の他、関係部署と連携し介護施設・事業所あて電子メールによる研修情報を提供し、受講を促進する。また、実践者研修等の委託先についてプロポーザルにより選定し、研修内容の質を確保する。
85	Ⅳ	(3)	7	①	認知症の人を介護する家族や近隣援助者の認知症知識習得及び介護者同士の交流を図ることで介護負担の軽減が図られているが、参加者数が横ばいとなっており、多くの方の参加を促す方法を検討する必要がある。	認知症介護講習会・交流会の実施	認知症の人の介護者などを対象に研修を開催し、認知症に係る知識を習得するとともに、介護者同士の相談・交流を図ります。	認知症の人を介護する家族等を対象に、医師等を講師とする講習会を実施するとともに、介護者同士の交流の場である交流会を開催した。 ・講習会:105人 ・交流会: 53人 計:158人	介護者講習会・交流会参加者延べ人数(人)	300	300	300	△	【課題】 認知症介護講習会・交流会の参加者数が減少しており、開催方法等の見直しを図る必要がある。 【対応策】 開催場所や内容を見直し、介護者のニーズに合わせた事業運営を行うとともに、市政だよりや関係機関と連携した周知を強化し、参加促進を図る。
86	Ⅳ	(3)	8	①	新型コロナウイルスによる外出の機会の減少等により、認知症の本人や介護者からの相談件数は増加している。実際に介護をしてきた家族の立場によるピアサポートを行うことができるのは家族の会であるため、家族支援の視点から、家族の会の周知啓発を行うとともに、あんしんケアセンターとの連携を強化する必要がある。	ちば認知症相談コールセンターの運営	認知症の人の介護経験を持つ相談員が、親身に相談を受ける電話相談や面接相談(予約制)を県と共同で運営します。	介護経験を持つ相談員や専門職等による相談を実施した。また、相談内容により、あんしんケアセンターや認知症疾患医療センター、若年性認知症支援コーディネーター等の各種関係機関へつなげた。 なお、令和7年度より、契約方式を見直し県が一括して契約締結したことにより、市の決算額は国補助金を除いた経費を負担金として支出することとした。 ・相談件数:432件 ・面談件数:4件					◎	【課題】 千葉県においてプロポーザル形式による事業者の選定を継続することから、コールセンター事業の適切な運営が行われるよう、千葉県との連携していく必要がある。また、コールセンターの活用について広く市民に対し周知を図る必要がある。 【対応策】 プロポーザル選定会議に委員として参加し、事業者の選定に関わるとともに、認知症ケアパスや市民向け講習会等の機会でコールセンターの周知を図っていく。
87	Ⅳ	(4)	1	①	認知症の本人が自分の希望や必要としていることなどを語り合う場がなく、認知症の人の社会参加や活躍が阻害されている。認知症の人も社会の一員として捉え、認知症の人とともに地域づくりを進めたり、認知症の本人の意見や視点を認知症施策に反映するためには本人ミーティング等を通して、本人の意見を把握する必要がある。	認知症の人同士の交流の推進	「本人ミーティング」の取組みを推進するとともに、支えられる側としてだけでなく、支える側としての役割と生きがいをもって生活ができるよう、地域活動等に参画する取組みを推進します。	本人ミーティング開催回数(回)	12	12	12	認知症地域支援推進員や認知症サポーターなど関係者と協働して本人ミーティングを開催し、本人の想い・ニーズを基に、市の施策や地域資源の情報提供や関係機関への支援につなげた。 ・開催回数 24回	◎	【課題】 認知症当事者同士での語り合いを希望する方のニーズを掘り起こし、気軽に参加できる環境を整えていく必要がある。 【対応策】 認知症地域支援推進員等の協力のもと、月1回以上開催することで、認知症当事者がいつでも参加できる体制をつくる。
88	Ⅳ	(4)	2	①	認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成すると共に、サポーターと認知症の人や支援団体をつなぐ仕組みを構築する必要がある。	認知症サポーターの活動促進	認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、地域で認知症の人や家族を支えるボランティア活動を行うサポーターを養成します。 また、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを認知症の人やその家族の具体的な支援ニーズにつなげる仕組み(チームオレンジ)を構築します。	チームオレンジ数(チーム)	7	9	11	認知症サポーターステップアップ講座を開催するとともに、認知症地域支援推進員やあんしんケアセンターと協力し、本人ミーティングや認知症カフェ、地域のイベント等を通して、講座修了者と認知症当事者のニーズとのマッチング支援を行った。 ・チームオレンジ数:10チーム	◎	【課題】 地域における認知症当事者の支援ニーズと認知症サポーターステップアップ講座修了者のボランティア活動の意向が必ずしもマッチせず、効果的なチームオレンジ活動につながらないケースがある。 【対応策】 認知症サポーターステップアップ講座修了者を増やし、多様な支援ニーズに対応する体制を整えるとともに、認知症地域支援推進員の支援・調整によりチームオレンジ活動を活性化させていく。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
89	Ⅳ	(4)	3	①	高齢者保護情報共有サービス(どこシル伝言板)の周知・浸透が十分とは言えず、引き続き、普及啓発を図る必要がある。併せて、地域での見守り体制の強化に向け、市内警察署や関係機関による連携体制の整備が必要である。	認知症の人の地域での見守りと安心した外出支援の充実	市内警察署や関係機関によるSOSネットワークの取組みや見守り声掛け訓練の実施を推進するとともに、どこシル伝言板の活用や、利用可能な制度・サービスに係る情報提供等の外出支援の取組みを充実させます。		認知症の人が行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、市民や関係者・関係機関へどこシル伝言板の周知を図るとともに、認知症地域支援推進員を中心に、地域において、高齢者見守り訓練を実施した。	◎	【課題】 どこシル伝言板の更なる周知・啓発が必要である。また、地域での見守り体制の強化に向け市内警察署や関係機関による連携体制強化が必要である。		
							どこシル伝言板 新規利用者数(人)	90	100	110			
90	Ⅳ	(4)	4	①	若年性認知症は働き盛りの年代に発症するため、特有の生活課題に直面しており、それらに対する支援、家族・介護者に対するケア等の支援体制の整備が必要である。	若年性認知症の人や家族への支援の推進	企業に対する若年性認知症の啓発や企業やハローワーク等と連携した就労支援の取組みを推進します。認知症疾患医療センターやかかりつけ医、医療機関やあんしんケアセンター、認知症地域支援推進員等が連携し、若年性認知症の相談支援体制を整備します。若年性認知症の人や家族が集える機会の充実を図るとともに、寄り添い支える人材の育成、家族支援の仕組みづくりに努めます。		地域包括ケア推進課内に配置した若年性認知症支援コーディネーターが関係機関と連携して、若年性認知症当事者及び家族への個別支援を実施するとともに、当事者・家族の集いを開催した。また、支援者向けの研修を開催するとともに、関係機関により構成するネットワーク協議会を開催した。	◎	【課題】 相談件数が年々増加しており、若年性認知症支援コーディネーターの負担が増していることから、支援体制を強化する必要がある。また、就労や生活面を含む支援ニーズが多岐にわたり、関係機関との調整に時間を要することがあることから、関係機関との支援ネットワークをより強固なものにしていく必要がある。		
91	Ⅳ	(5)	1	①	高齢化の進展による認知症高齢者の増加や、障害者の親の高齢化による「障害者の親亡き後の課題」など、権利擁護支援のニーズが高まっている。権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援に繋ぐ体制の構築に向け、医療・福祉・司法関係者をはじめ、高齢者等の生活に関わる地域や金融機関等の権利擁護支援への理解の促進及び連携強化を進める必要がある。また、成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、必要に応じて市長による後見等開始の申立てや成年後見人等への報酬助成を行う必要がある。	成年後見制度の利用促進	中核機関である成年後見支援センターを中心として、制度の普及・啓発や相談、申立てに係る支援を行うとともに、司法の専門職や行政を含む関係機関、地域関係所等との地域連携ネットワークにより権利擁護支援を推進します。また、身寄りのない方など制度利用が困難な高齢者を適切に支援するため、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、成年後見人等への報酬に対する助成を行います。		成年後見支援センターを中心とする、医療・福祉・司法の関係者の連携による相談支援体制の強化を図るとともに、関係機関(者)との地域連携ネットワーク協議会(成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの構築に向けた専門調査会を含む)を開催した。また、親族等申立てが期待できない身寄りのない高齢者等への支援として市長による後見開始等の申立てを行うほか、成年後見人等への報酬に対する助成を行った。 ・地域連携ネットワーク協議会開催回数:3回	○	【課題】 認知症高齢者等の増加に伴い権利擁護支援のニーズが高まっていく中、支援が必要な人に関係機関の連携のもと適切な支援につなげる必要がある。		
							地域連携ネットワーク協議会 開催回数(回)	4	4	4			
92	Ⅳ	(5)	2	①	認知症高齢者の増加や8050問題などにより、高齢者虐待が増加することが予測される。地域における高齢者虐待の早期発見、早期対応に向け、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関(者)の連携強化を図るとともに、虐待相談に対応する相談支援職員の対応力向上による相談支援体制の強化を図る必要がある。	高齢者虐待の予防と早期発見・適切な対応	高齢者虐待防止のパンフレットによる啓発と相談窓口の周知を行うとともに、早期発見・早期対応に向けて関係機関との連携強化を図ります。個別ケース会議や介護施設職員向け研修会等を開催し、関係職員の対応力向上を図るとともに、関係者間で対応方針を共有して対応するなど、相談支援体制の強化を図ります。重篤かつ緊急な虐待発生時には、警察等と連携し対応するほか、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の居室を確保します。		パンフレットの配布や講演会等により高齢者虐待防止の啓発と相談窓口の周知を図るほか、保健福祉センター・あんしんケアセンター・警察・自治会や民生委員等の地域の関係者・関係機関等の連携強化を図るため、連絡会を開催した。また、相談支援職員向けの研修会を実施した。	◎	【課題】 通報・相談件数は増加しているが、支援機関との連携を図る上で、高齢者虐待防止・対応にかかる認識に差が生じており、課題となっている。		
							高齢者虐待防止連絡会開催 回数(回)	1	1	1			
93	Ⅳ	(5)	3	①	高齢者の消費者被害に適切に対応するため、あんしんケアセンター、消費生活センター、成年後見支援センター等の関係機関が連携し、相談支援を行う必要がある。	消費者被害の防止と対応	高齢者や認知症等により判断能力が低下した方の消費者被害を未然に防ぐため、あんしんケアセンターと消費生活センター等が連携して、啓発に取り組むとともに、被害に適切に対応するため、関係機関等の連携による相談支援体制を整備します。		消費者被害を未然に防止するため、あんしんケアセンター、消費生活センター等が連携し、被害防止の啓発を行った。また、高齢者等の消費者被害に適切に対応するため、成年後見支援センター、高齢福祉関係機関等も参画し、相談支援体制づくりに取り組んだ。	◎	【課題】 あんしんケアセンター、消費生活センター、成年後見支援センター等の関係機関が連携し消費者被害を未然に防ぐ必要がある。		
94	Ⅳ	(5)	4	①	千葉市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業は、判断能力が低下した高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、介護・福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理を行うものであり、地域包括ケアシステム構築の一端を担うことから、契約者数の拡大に努めている。契約者数の拡大には、更なる制度周知が必要である。	日常生活自立支援事業及び法人後見事業への支援	高齢や障害等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々でも、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。また、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、市民との協働により日常生活に支障が生じている方をサポートする法人後見事業を支援します。		パンフレットの配布や講習会等を通じて、制度の周知を図った。また、福祉従事者等の支援者に対しても、同様に広報活動を行った。	◎	【課題】 利用者の死亡による解約が増加傾向にある一方、超高齢社会の伸展に伴い、両事業の潜在的な需要が高まっていると考えられるが、新規利用者は増加していない状況にある。		
							日常生活自立支援事業 利用者数(人)	360	360	360			【対応策】 高齢者の利用が多い事業の性質上、死亡による解約はやむを得ないが、本事業を必要とする方が利用できるよう、制度の周知に努めていく。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)		
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①	実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)			
95	V	(1)	1	①	特別養護老人ホームは、これまで計画に基づき整備を進めたことで、待機者数は前回計画策定時と比較して減少している。しかしながら、いまだ一定程度の待機者がいることから、介護人材の確保状況も勘案しながら、待機者の解消に向けて引き続き計画的に整備を行う必要がある。	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備	待機者は前回計画策定時と比較して減少していますが、いまだ一定程度いることから、計画的な整備を継続します。 整備法人の公募に当たっては、直近の社会経済情勢を踏まえ、募集期間、募集定員、増床整備・新設整備などについて柔軟な手法をとることにより、応募しやすい条件を検討していきます。	【公募】 新設1施設(100床分) 増床1施設(40床分) 【整備】 稲毛こひつじ園(R8.1.19増床開設)	○	【課題】 R7は新設及び増床を合わせて160床分の募集を行ったところ、140床の選定となり、計画数は概ね満たしたが、20床分の選定残が発生した。 【対応策】 R8公募において募集数を20床分上乗せした240床分とする。
							整備量(募集量)(人)	220	140	220
96	V	(1)	2	①	介護専用型有料老人ホームにおいて、市外被保険者数の入居率が42.7%と市外からの入居者が多くを占めているため、介護人材を市民向けサービスに充てられるように、「地域密着型」に限定した募集しつつ、介護人材の確保状況を勘案しながら利用者ニーズの動向を踏まえ、整備を進める必要がある。	介護専用型有料老人ホームの整備	市外からの入居者が多くを占めていることから、整備法人の公募を行う際には、地域密着型に限定するなど、ニーズの動向を踏まえて実施します。	介護専用型有料老人ホームは、地域密着型として公募を行ったが、申込はなかった。	×	【課題】 介護専用型有料老人ホームは、地域密着型として公募を実施したが、公募の申込が無い。 【対応策】 介護専用型有料老人ホームの充足状況等を把握するとともに、参入の足かせとなっている理由等の確認・分析を行う。
							整備量(募集量)(人)	58	58	58
97	V	(1)	3	①	認知症対応型共同生活介護においては、待機者が徐々に減少しているとはいえ解消には至っていないことから、引き続き計画的に整備を行う必要がある。	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備	待機者が解消されていないことを踏まえ、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、計画的に整備します。	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の公募において、認知症対応型共同生活介護事業所を併設することを可能として公募を行ったが、申込はなかった。	×	【課題】 GHの併設を前提とした(看護)小規模多機能型居宅介護の公募を実施したが、公募の申込が無い。 【対応策】 本公募による整備を実施した場合、一定の条件を満たせば、広域型施設の大規模修繕等の補助金を活用できる旨を周知し、広域型施設を運営する法人の参入を促進させる。
							整備量(募集量)(人)	27	27	27
98	V	(1)	4	①	医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設として重要な機能を有している介護医療院は、利用者のニーズを踏まえて計画的に整備する必要がある。	介護医療院の整備	介護老人保健施設において、医療的ケアが必要な長期入所者が一定程度いるため、同施設からの転換を優先するとともに、利用者のニーズ等を踏まえ、増床など柔軟な整備手法の導入を検討します。	介護老人保健施設からの転換を条件とし公募を行ったが、申込はなかった。	×	【課題】 介護老人保健施設からの転換を条件とした介護医療院の公募を実施したが、公募の申込が無い。 【対応策】 介護老人保健施設及び介護医療院の充足状況等を把握するとともに、市内介護老人保健施設へ転換希望の再確認を行う。
							整備量(募集量)(人)	120	100	100
99	V	(2)	1	①	地域包括ケアシステムの重要な要素である在宅生活者向けサービスは、今後もニーズが増加することから、そのサービス提供体制を整備する必要がある。 今後も、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び中・重度者や認知症の人の増加が見込まれることや働きながら要介護者等を在宅で介護することは家族の負担が大きいこと等を踏まえ、住み慣れた地域で安定した暮らしを続けるためには、在宅支援サービスがそれぞれの地域で提供されるよう地域バランスを考慮した整備がより一層求められる。	地域密着型サービス事業所の整備	地域包括ケアシステムを構築する上で重要なサービスの一つとして地域密着型サービス事業所の計画的な整備を行います。 ①小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護を含む) あんしんケアセンター圏域に1か所以上、整備することを目指します。 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 各区に複数の事業所を整備することを目指します。	①(看護)小規模多機能型居宅介護は、整備空白圏域を対象とした公募を行ったが、申込はなかった。 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、整備空白区を対象とした公募を行ったが、申込はなかった。 随時指定では、2件の指定を行った。	△	【課題】 ①(看護)小規模多機能型居宅介護は計画どおり整備が進んでいない。 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、随時募集により整備空白区内において指定がされているが、有料老人ホームに併設する事業所であるため、地域展開へ課題がある。 【対応策】 ①本公募による整備を実施した場合、一定の条件を満たせば、広域型施設の大規模修繕等の補助金を活用できる旨を周知し、広域型施設を運営する法人の参入を促進させる。 ②有料老人ホーム併設の事業所に対し、地域展開の必要性を訴えていく。
							①整備量(募集数)(か所)	1	1	1
							②整備量(募集数)(か所)	1	1	1
100	V	(3)	1	①	養護・軽費老人ホームは、家庭の事情や経済的理由などにより居宅において生活することが困難な方の入所先であり、欠かせない施設である一方、施設の大半が建設から20年以上経過しており、老朽化が進んでいる。建物の保全により、長年に利用できるようにするため、引き続き、修繕に対するの支援を行う必要がある。	養護・軽費老人ホーム大規模修繕助成	建設より20年以上経過し、老朽化の進んでいる施設に対して、大規模修繕に係る経費を助成することにより、施設の機能維持を図ります。	【選定】 1施設選定 【整備】 恵光園	◎	【課題】 養護・軽費老人ホームは、家庭の事情や経済的理由などにより居宅において生活することが困難な方の入所先であり、欠かせない施設である一方、建設から20年以上経過しており、老朽化が進んでいる。建物の保全により、長年に利用できるようにするため、引き続き、修繕に対するの支援を行う必要がある。 【対応策】 引き続き大規模修繕に係る経費を助成することにより、施設の機能維持を図る。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
101	V	(3)	2	①	高齢者が増加する中で、住み慣れた家で、安心して安全に生活ができるよう、浴室などの改修に要する費用の助成を実施する必要がある。	高齢者住宅改修費支援サービス	要介護(要支援)認定高齢者のいる世帯に対し、居宅での日常生活が容易になるよう、浴室などの改修に要する費用を助成します。				千葉市住宅供給公社と連携し、本人の身体状況に適した住宅改修に 対して助成を行った。 (R6年度) 助成件数:57件	◎	【課題】 市の助成制度をかたって強引な勧誘を行うなど、悪質な勧誘が行われるおそれがある。 【対応策】 同様に住宅改修費の助成事業を実施している介護保険管理課及び障害者自立支援課と連携し、悪質な勧誘が行われた場合には、速やかに注意喚起を行う。
102	V	(3)	3	①	サービス付き高齢者向け住宅の登録数(令和6年度末)は61件、2552戸となっており増加傾向にあるため、管理・運営のさらなる適正化に向け、立入検査や定期報告を実施している。	サービス付き高齢者向け住宅の適切な管理・運営	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るとともに、適切な管理・運営が行われるよう、関係課が連携して登録審査や立入検査、定期報告を実施します。				新規登録、5年ごとの更新登録、変更登録を随時実施。更新が必要な物件については3か月前に更新案内通知を送付した。 ・定期報告書の提出を求め登録内容等の確認を実施した。 ・立入検査6件(令和7年度実績) ・サービス付き高齢者向け住宅の登録数:59件、2、501戸 ・65歳以上の人口に対する高齢者向け住宅の割合:4.28%	◎	【課題】 サービス付き高齢者向け住宅の管理・運営の更なる適正化を図っていく必要がある。 【対応策】 サービス付き高齢者向け住宅の適切な管理・運営が行われるよう、関係課が連携して登録審査や立入検査、定期報告を実施し、市内登録施設の適切な管理を実施する。
103	V	(3)	4	①	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録戸数は、計5324戸となっている。そのうち助成対象となる専用住宅は10戸である。また、民間賃貸住宅入居支援制度における登録戸数は310戸である。 登録戸数が増加するように、不動産関係団体等と連携し、家主に対して登録の働きかけを行う必要がある。	住宅確保要配慮者への円滑入居支援(家賃債務保証料等の助成)	高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料を助成します。				住宅確保要配慮者の入居に関する相談窓口「すまいサポートちば」において、不動産関係団体との連携に加えて、家主からの相談対応や、登録の働きかけを行い、登録促進に繋げることで、住宅確保要配慮者の受け皿となる物件情報を増やし、補助件数11件を得た。	○	【課題】 住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、低所得者等)の入居支援の前提として、更なる受け皿となる登録戸数を増やす必要がある。 【対応策】 家主への支援や不動産関係団体との連携が必要となる。 家主等からの相談対応や情報提供を行うことで、住宅確保要配慮者の受け皿となる物件情報を増やし、助成件数の増加を図る。
104	V	(3)	5	①	市内へ引越しを考えている高齢者世帯等へ市営住宅、民間賃貸住宅等を中心とした住宅関連情報のほか空き家の活用等に関する相談を行っており、近年多く寄せられるものとして単身高齢者や低額所得者等の住まい探しに向けた相談があり、支援制度等の普及等の円滑化に努める必要がある。	住宅情報の提供の充実	千葉市住宅関連情報提供コーナー(すまいのコンシェルジュ)において、市民が住宅の取得やリフォーム、賃貸借契約時等に適正な判断を行えるよう、的確な情報を提供するとともに、市内への引越しを検討している高齢者世帯などに対して、より身近な地域の住環境の情報提供を行います。				新築・リフォームに関すること、賃貸住宅の契約手続きや解約手続きに 関すること、空き家の活用に関することなど、すまいに関する幅広い相談に 応じてきた。 地域の住環境に関する情報や公的賃貸住宅の情報など様々な住宅・住環境等の 情報を提供してきた。	○	【課題】 住宅確保要配慮者の入居に対し、家主等の一定割合は拒否感を有しており、その不安を解消する必要がある。 【対応策】 住宅確保要配慮者への対応として、「すまいサポートちば」と連携し、民間賃貸住宅への入居支援を行うとともに、家主、不動産事業者に対し、居住支援法人のサービス等の情報提供を行うことで、受け皿となる民間賃貸住宅の充実を図る。
105	V	(3)	6	①	高齢者の住宅内での事故を防ぎ、高齢者の安全な暮らしや利便性に配慮した住まいを提供することが求められている。	高齢者用公共賃貸住宅(シルバーハウジング)の提供	高齢者が安心して快適な生活ができるよう安全性や利便性に配慮した設備を設置し、生活援助員を配置した住宅を市営に戸名町団地で提供します。				市営住宅に戸名町団地で30戸を提供し、生活援助員を派遣した。 提供戸数(戸):30戸	◎	【課題】 利用者の高齢化に伴う見守り機能等の必要性への対応。 【対応策】 今後の事業のあり方について、住宅整備課等と協議を行う。
106	V	(3)	7	①	【住宅政策課】 住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、低所得者等)の入居先が見つかりにくいという課題があり、円滑な入居支援が行えるよう住宅部局と福祉部局また関係外部団体が連携して支援策の検討等を行うため、協議会を開催している。	住宅確保要配慮者への円滑入居支援(居住支援協議会)	市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する支援施策を検討するほか、専用の相談窓口(すまいサポートちば)を設置し、貸主・借主双方への支援を行い、居住の安定確保を図ります。				・総会(年1回)及び部会(年3回)を開催し、住宅確保要配慮者の円滑な入居支援に係る協議を行った。 ・相談窓口「すまいサポートちば」により、貸主・借主双方への支援を行った。 ・居住支援セミナーを開催等により居住支援に関する制度やサービス等にかかる情報の周知・普及を図った。 ・居住支援法人との意見交換会を開催し、居住支援法人との連携強化を図った。	◎	【課題】 総会及び部会における協議による支援サービス情報の充実や相談窓口すまいサポートちばによる貸主・借主双方への支援などにより住宅確保要配慮者の入居先の確保につながったが、引き続き入居支援を行う必要がある。 【対応策】 居住支援協議会において住宅確保要配慮者に対する支援施策を検討するほか、相談窓口すまいサポートちばにより、貸主・借主双方の支援などを行う。
107	VI	(1)	1	②	生産年齢人口が減少する中で、労働条件や職場環境の問題から、介護人材の確保がますます困難となっており、処遇や職場環境の改善を図ることが必要である。	魅力ある介護事業所の育成支援 【新規】	処遇改善加算の取得率向上のため、アドバイザー派遣による支援を行います。 職場の労働環境や業務内容改善のため、アドバイザー派遣による支援や業務改善の好事例を紹介する講演会の開催を検討します。				処遇改善加算の取得率向上のため、アドバイザー派遣による支援を行った。 職場の労働環境や業務内容改善のため、事業所の管理者向けにDX研修やメンタルヘルス研修、カスタマーハラスメント研修等を実施した。 アドバイザー派遣(2事業所) 管理者向け研修(3回開催)	○	【課題】 令和7年度アドバイザー派遣実績が2事業所であり、希望者が少ない。 【対応策】 新たに処遇改善加算の対象となる事業所にアドバイザー派遣事業の周知を行い、利用を促す。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
108	Ⅵ	(1)	2	②	生産年齢人口が減少する中で、労働条件や職場環境の問題から、介護人材の確保がますます困難となっており、処遇や職場環境の改善を図ることが必要である。	市内事業所への就労促進【新規】	千葉市内の介護サービス事業所へ就職した方の支援や、千葉市内への転入、市内での就業を促す取組みについて検討します。				千葉市内の介護サービス事業所へ就職した方の支援や、千葉市内への転入、市内での就業を促す取組みについて検討した。介護職員初任者研修受講者支援及び介護職員実務者研修受講者支援の対象となる条件に、「市内事業所での就労」を加えることで、市内での就業を促した。	△	【課題】 市内に転入・就業した方に直接金銭的な支援を行うことは、財源の確保が困難である。 【対応策】 介護職員初任者研修受講者支援及び介護職員実務者研修受講者支援の対象となる条件に、「市内事業所での就労」を加えることで、市内での就業を促す。
109	Ⅵ	(1)	3	②	現在、介護人材が不足しており、生産年齢人口が減少する中で、今後もこの傾向が続く見込みである。そのため、現時点における介護人材の確保に加えて、学生を対象とした啓発活動を行うことで、将来的な介護の担い手確保につなげる。	学生向け介護の魅力向上【新規】	市内の中学生を対象に、介護職の仕事内容や魅力を伝えるパンフレットを作成、配布します。学生等を対象に、VRを活用した介護体験事業について検討します。				令和6年度に作成したデザインを用いて介護職の魅力向上パンフレットを印刷(9000部)し、市内の市立中学校・高校に対して配布した。	○	【課題】 学校に配付した介護職の魅力向上パンフレットについて、より積極的に活用いただく必要がある。 【対応策】 介護職の魅力向上パンフレットについて、授業内での活用方法例を学校に示す等、より効果的な事業実施方法を検討する。
110	Ⅵ	(1)	4	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題である。そこで、住まいの確保の促進や労働環境の見える化を行うことで、介護人材の定着を図り、介護人材の確保につなげる。	介護職員の定着に向けた取組み【拡充】	外国人職員を含む介護職員の働きやすさ向上を目的とした宿舍整備に係る費用を助成します。また、介護職員の住居借上費用の助成について検討します。市内介護事業所の働きやすさの見える化について検討します。				外国人職員を含む介護職員の働きやすさ向上を目的とした宿舍整備に係る費用助成について、希望者がいなかったため、令和7年度は実施なし。次年度に向けた希望調査を行った。	△	【課題】 住居借上費用の助成及び市内介護事業所の働きやすさの見える化については、財源の確保が困難である。 【対応策】 引き続き、希望者に対して、宿舍施設の整備に係る費用を助成する。
111	Ⅵ	(1)	5	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題である。市内介護施設等を対象とした有識者等による講演等を通じて、介護ロボット導入による介護業務の負担軽減や労働環境の改善に関する有用性を広く周知し、また、導入費用を助成することで、介護ロボットの普及促進を図り、介護人材の確保につなげる。	介護ロボット・ICTの普及促進【拡充】	介護従事者の負担軽減につながる介護ロボットの有用性を広く周知するため、介護ロボットセミナー(導入事例、効果に関する講演会や機器の展示会など)を開催します。業務の効率化や負担軽減に資するよう、介護ロボット・ICT導入費用を助成します。有識者・介護事業者・介護ロボット開発事業者と連携し、介護ロボットの更なる普及や有効活用に向けた取組みを進めます。				介護従事者の負担軽減につながる介護ロボットの有用性を広く周知するため、有識者・介護事業者・介護ロボット開発事業者と連携し、介護ロボットセミナー(導入事例、効果に関する講演会や機器の展示会など)を開催した。業務の効率化や負担軽減に資するよう、介護ロボット・ICT導入費用を助成を予定していたが、千葉県の交付決定の遅れにより、翌年度繰越となった。 費用助成(8社(次年度へ繰越)) 介護ロボットセミナーの開催(1回)	◎	【課題】 介護ロボット・ICT導入費用助成について、県の交付決定の遅れにより翌年度繰越となった。 【対応策】 千葉県と連携し、円滑な事業実施を図っていく。
112	Ⅵ	(1)	6	②	介護人材不足は本市においても課題となっている。また、介護の仕事は多岐にわたるため、介護分野への入職者のスキルアップ及び長期的な定着につながる支援が必要である。	介護職員初任者研修受講者支援【拡充】	介護職員初任者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を全額助成します。				介護職員初任者研修修了後、介護施設等で就労していること等を条件に、受講に要した費用を全額助成した。 助成人数61人	◎	【課題】 申請数は想定を上回る結果となり、課題は特に無い。 【対応策】 引き続き制度の周知に努め、積極的な活用を促していく。
113	Ⅵ	(1)	7	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題であるが、生産年齢人口の減少により外国人介護人材の活用が重要となっている。有識者等による外国人介護人材受入制度に関する説明や受入施設による講演等を通じて、外国人の受入を促すとともに、受入れた外国人介護人材の交流の場を設けることで、外国人介護人材の確保につなげる。	外国人介護人材の活用	外国人介護人材の受入を促進するため、外国人介護人材の交流の場を設けるとともに、日本語学習を支援するための教室を開講します。				外国人介護人材の受入を促進するため、外国人介護人材の交流の場を設けるとともに、日本語学習を支援するための教室を開講した。 日本語教室の開催(2回)	◎	【課題】 申し込みが定員に満たないクラスもあり、より効果的な周知方法・開催方法を検討する必要がある。 【対応策】 参加者へのアンケート結果等を基に周知方法や実施内容を検討し、参加者増加を目指す。
114	Ⅵ	(1)	8	②	全国的に不足している介護人材について、千葉市においても同様に不足している。このため、合同就職説明会を実施することにより、介護・福祉の仕事に関心のある社会人や転職者、再就職希望者等の介護業界への新規参入者等を確保する。	介護人材合同就職説明会	介護分野の求職者向けに、ハローワークや関係団体等と連携して合同就職説明会を実施し、事業者とのマッチングを行います。				介護分野の求職者向けに、ハローワークや関係団体等と連携して合同就職説明会を実施し、事業者とのマッチングを行った。 合同就職説明会等の開催(2回)	◎	【課題】 来場者数は増加傾向にあるが、前年度と比べ1人あたりの訪問ブース数が減少した。 【対応策】 アンケート結果をもとに、より効果的な周知方法や実施内容を検討するとともに、引き続きハローワークと連携し、年2回の合同就職説明会の開催を行っていく。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
115	Ⅵ	(1)	9	②	全国的に不足している介護人材について、千葉市においても同様に不足している。 多様な人材の参入を促進するため、介護未経験者向けの研修及び介護事業所等への就労支援により、介護分野への参入の機会を設ける必要がある。	介護に関する入門的研修	介護分野に関心を持つ未経験の方向けに、基本的な知識・スキルを学ぶための研修を実施し、介護分野での就業を促します。				介護分野に関心を持つ未経験の方向けに、基本的な知識・スキルを学ぶための研修を実施し、介護分野での就業を促した。 入門的研修の開催(2回)	◎	【課題】 受講者の満足度は高いが、昨年度と比べ参加者数が減少した。 【対応策】 アンケート結果をもとに、より効果的な周知方法や実施内容を検討する。
116	Ⅵ	(1)	10	②	介護人材の確保が困難となっており、無資格者もサービスの担い手となる生活援助型訪問サービスの質を高める必要がある。	生活援助型訪問サービス従事者研修	無資格者もサービスの担い手となる生活援助型訪問サービス(訪問型の「緩和した基準によるサービス」)において、サービスの従事者向けにサービス提供に必要な知識を取得させるための研修を行い、サービスの質や安全性の確保、サービス内容の充実を図ります。				2日間の研修を2回実施 令和7年6月25日、26日 各17名受講 令和7年10月30日、31日 各21名受講	◎	【課題】 生活援助型訪問サービスを安定して供給していくため、本研修により担い手を増やしていく。 【対応策】 引き続き年2回の研修会を開催のうえ、研修修了者へ求人情報資料を提供することで、修了者への就業に向けた取り組みを行う。
117	Ⅵ	(2)	1	②	居宅介護支援事業所の管理者要件を満たし、より適切な介護サービスの提供が行えるよう、主任介護支援専門員の確保が必要である。	主任介護支援専門員研修受講者支援 【新規】	より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として必要な主任介護支援専門員の研修受講費用を助成します。				より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として必要な主任介護支援専門員の研修受講費用を助成した。 助成人数7人	△	【課題】 助成人数は増加傾向にあるが、予定人数には満たなかった。 【対応策】 引き続き制度の周知に努め、積極的な活用を促していく。 なお、当事業は、研修修了日から1年以内であれば申請できることとしているため、令和7年度の研修修了者も令和8年度の当事業の助成対象となる。
118	Ⅵ	(2)	2	②	介護現場の中核を担う人材を育成し、キャリアアップを支援するため、主に入職後3年以上の職員を対象とした中堅介護職員向けキャリアアップ研修を実施している。 引き続き介護現場の中核を担う人材を育成し、長く従事できる環境づくりを支援することが重要である。	中堅介護職員向けキャリアアップ研修	概ね3年以上の介護職経験のある職員を対象に、職場で期待される中堅職員の役割について理解を促すとともに、キャリアアップに資する知識等の習得を目的とした研修を実施します。				概ね3年以上の介護職経験のある職員を対象に、職場で期待される中堅職員の役割について理解を促すとともに、キャリアアップに資する知識等の習得を目的とした研修を実施した。 中堅職員向けキャリアアップ研修の開催(2回)	◎	【課題】 受講者の満足度は高いが、参加者数は定員を下回った。 【対応策】 引き続き制度の周知に努め、積極的な活用を促すとともに、アンケート結果を踏まえて、より参加しやすい開催時期を検討する。
119	Ⅵ	(2)	3	②	介護人材不足は本市においても課題となっている。また、介護の仕事は多岐にわたるため、介護分野への入職者のスキルアップ及び長期的な定着につながる支援が必要である。	介護職員初任者研修受講者支援 【拡充】 【再掲:Ⅵ(1)6】	介護職員初任者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を全額助成します。				介護職員初任者研修修了後、介護施設等で就労していること等を条件に、受講に要した費用を全額助成した。 助成人数61人	◎	【課題】 申請数は想定を上回る結果となり、課題は特に無い。 【対応策】 引き続き制度の周知に努め、積極的な活用を促していく。
120	Ⅵ	(2)	4	②	介護サービス利用者の増加及び高齢化に伴い、介護ニーズの複雑化・多様化が見込まれる。これに対応するため、より質の高い介護サービスの提供体制を構築する必要があり、これを支える人材として、高度な知識・技術を有する介護の実践者、介護技術の指導者、介護現場の管理者等の役割を担うリーダー(介護福祉士)が必要である。	介護福祉士実務者研修受講者支援 【拡充】	より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として、介護福祉士実務者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を全額助成します。				より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として、介護福祉士実務者研修修了後、介護施設等で就労していること等を条件に、受講に要した費用を全額助成した。 助成人数159人	◎	【課題】 申請数は想定を上回る結果となり、課題は特に無い。 【対応策】 引き続き制度の周知に努め、積極的な活用を促していく。

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策	
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)				(R8)
121	Ⅶ	(1)	1	②	介護サービス事業所が適正に事業運営できるよう指導や助言を行っている。 運営基準等に違反することがないよう、事業所に対し、制度の周知を徹底する必要がある。 【監査指導室】 新型コロナウイルス感染症の影響が続いた第8期各年における運営指導数(施設・入所系)にばらつきが生じており、その平準化が課題となっています。	介護保険給付の適正化(事業所)	事業者説明会(集団指導)等により、事業運営に必要な情報を適宜提供していきます。 事業者説明会(集団指導)の開催方法については、資料をホームページに公開するとともに、動画配信等を検討し、多くの従事者が繰り返し閲覧できるようにすることで、各事業所内における周知を高めます。 引き続き、運営指導やケアプラン点検を行い、適正な事業運営とサービスの質の向上を図っていきます。	事業者説明会の開催回数(回)	1	1	1	△	【課題】 【介護保険事業課】 集団指導等により、事業運営に必要な情報を適宜提供するとともに、運営指導やケアプラン点検を行い、適正な事業運営とサービスの質の向上を図る。 運営指導や通報等による不正事案への対応として監査を随時実施するため、運営指導数にばらつきが生じている。 【監査指導室】 対象事業者54件について、実地にて運営指導を実施したが、市全体として運営指導実施率の向上を図る必要がある。 【対応策】 【介護保険事業課】 集団指導及びホームページ・電子メール等の方法により、事業者に対して事業運営等に必要な情報提供を実施していく。 運営指導に関して、令和8年度においても引き続き順次実施し適正な事業運営とサービスの質の向上を図っていく。 ケアプランの点検については、一定回数を超える訪問介護サービスを位置付けたケアプランの届出に基づくものを含めて実施し必要な助言を行っていく。 介護保険施設等運営指導マニュアル(厚生労働省)に基づき、運営指導の実施頻度について見直しを検討し、平準化を図っていく。 【監査指導室】 介護保険事業課から、一部種別の運営指導に係る業務を監査指導室に移管する。
							ケアプラン点検の実施件数(件)	40	40	40			
							運営指導数(居宅サービス系)(件)	200	200	200			
							運営指導数(施設・入所系)(件)	80	80	80			
122	Ⅶ	(1)	2	②	介護保険の住宅改修は、被保険者の身体状況や住宅状況などを考慮し、適正で効果的な改修を行わなければならない。被保険者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修の防止を図る必要がある。	介護保険給付の適正化(住宅改修実地調査)	介護保険給付の適正化を図るため、申請のあった住宅改修に対して、抽出により施工前後の現地確認をし、施工事業所への指導及び育成等を行っていきます。 加えて、住宅改修費受領委任払取扱事業所への研修会により、業務に必要な情報の周知や不適切事例に対する指導を行っていきます。情報提供を行う際には、ホームページへの掲載、メールでの送付に加え、動画による配信など効果的、効率的な手法を検討していきます。	説明会兼研修会の開催回数(回)	3	3	3	◎	【課題】 被保険者の身体状態や住宅状況などにそぐわない不適切または不要な住宅改修の防止を図る必要がある。 【対応策】 引き続き、工事の施工前後の現地確認をし、施工事業所への指導及び育成等を行う。加えて、住宅改修費受領委任払取扱事業所への研修会を行い、業務に必要な情報の周知や指導を行う。
123	Ⅶ	(2)	1	②	介護認定調査については、主に各区介護保険室の職員(6区合計で常勤職員7人、非常勤職員69人)が実施し、一部を居宅介護支援事業所等に委託しているが、申請件数の増加に伴い、審査結果が出るまでの期間が長くなる傾向にある。	より効率的な認定事務体制の構築 【新規】	急増している要介護認定申請に対して、安定的に認定作業を実施するため、認定事務の一部委託化を進めます。	選定した事務について、各区介護保険室や委託先と調整を図り、委託を開始した。			◎	【課題】 委託事務の細かな処理方法や判断基準について、不明な点が発生することがある。 【対応策】 不明点が発生した際に、随時各区や委託先と調整を図り、記録を蓄積していくことで、より詳細な判断基準等を確立していく。	
124	Ⅶ	(2)	2	②	認定審査会は26の合議体で構成され、令和5年度は延べ1,066回、約41,500件の審査を行ったが、申請件数の増加に伴い、申請を受けてから審査結果が出るまでの期間が長くなる傾向にある。	認定審査体制の強化 【新規】	今後も増加が見込まれる要介護認定申請に対応するため、審査体制の強化に向けた検討を進めます。	令和9・10年度任期の審査体制の確保に向けて、検討を進めた。			◎	【課題】 高齢化の進展に伴い、認定申請件数は今後も増加が見込まれる。認定申請件数の増加に伴い、審査会委員の負担が増えることが想定される。 【対応策】 令和9・10年度任期の審査体制の確保と効率的な審査体制の構築に向けて、引き続き検討を進める。	
125	Ⅶ	(2)	3	②	高齢化が進み要介護認定申請が増加しているため、要介護認定審査会の負担も増えており、審査会委員のなり手も不足している。 審査会業務の負担を減らしつつ、感染症流行期・災害時等においても安定した審査会の開催が重要である。	介護認定審査会のオンライン化の推進	現在、26ある合議体のうち、10合議体については、審査会委員からの要望を踏まえオンライン方式で開催しています。オンライン方式は、災害時等においても、より安定した審査が可能となることから、令和6(2024)年度以降も、引き続きICTを活用した実施体制を継続します。	オンライン方式を希望する委員の希望に十分応えられるよう、オンラインライセンス数の拡充を行った。			◎	【課題】 特に無し 【対応策】 引き続き、委員からオンライン方式の利用希望があり次第、速やかに対応し、オンライン化を推進していく。	

通番	基本方針	主要施策番号	事業番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R7年度(実績)					
				区分	現状と課題	第9期における具体的な取組 事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)	自己評価	課題と対応策
							指標項目(単位)	(R6)	(R7)	(R8)			
126	Ⅶ	(2)	4	②	高齢者の増加により、要介護認定に要する日数は、多くの案件が介護保険法で定める30日を超えている状況となっている。一方で、保険者直営の調査員を大幅増員しての対応は難しい状況となっており、効率的な調査体制の構築が必要である。	介護認定調査へのタブレット型PCの活用	平成29(2017)年度より、訪問調査時の現場記録及び特記事項の入力にタブレット型PCを導入し、調査の効率化を進めています。令和4(2022)年度より、同システムの更新に向けた準備を進めており、今後も、より効率的に調査を進められる体制づくりを進めます。				引き続き、効率的な調査体制づくりの検討を進めた。	◎	【課題】 高齢化の進展に伴い、認定申請件数は今後も増加が見込まれる。要介護認定に要する日数について、改善の傾向にあるものの、多くの案件が30日を超えている状況であり、引き続き継続的な取り組みが必要である。 【対応策】 引き続き、効率的な調査体制づくりの検討を進める。
127	Ⅶ	(2)	5	②	要介護認定調査は全国一律の方法で正確に実施すべきであるが、介護施設等に認定調査を依頼した場合、規定に沿っていない調査結果が届く場合があり、平準化が必要である。	公正かつ確な要介護認定の促進	認定調査が正確に行われるよう引き続き調査員の研修を実施するとともに、審査会委員の研修や審査部会長会議(法改正時等・不定期開催)の開催により、各部会の審査判定の平準化を図ります。				認定調査員研修の実施により、調査員の確保及び質の向上を図った。また、審査会委員研修や部会長会議の開催により、各部会の平準化を図った。 研修開催回数 1回	◎	【課題】 特に無し 【対応策】 引き続き調査員研修による調査の質の向上、審査会委員研修や部会長会議による各部会の平準化を図る。
							研修開催回数(回)	2	1	2			
128	Ⅶ	(3)	1	②	介護保険料決定通知書に同封するリーフレットやホームページへの制度案内掲載を通じて、制度未利用者への周知を実施している。保険料未納者における制度利用の促進による収納率向上を目的として、さらなる周知に努める。	低所得者に対する本市独自の保険料減免	介護保険料の第2・3段階については、収入や資産等、一定の基準を満たす方に対し、介護保険料決定通知書に同封するリーフレットやホームページを通じて、制度の周知を図り、本市独自の保険料減免を継続します。				低所得者保険料減免制度を引き続き継続するとともに、介護保険料決定通知書同封リーフレットおよび市ホームページを活用した制度周知を行った。	○	【課題】 制度周知の効果や理解度について、定量的な把握・検証が十分とは言えない。 【対応策】 既存の周知手法を活用しつつ、より分かりやすい情報提供のあり方について検討を行う。
129	Ⅶ	(3)	2	②	社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業に対する事業参加法人は100%に達しておらず、より多くの社会福祉法人等に事業参加してもらうことが課題である。また、軽減対象となり得る未利用者に対しても利用の周知を促す必要がある。	低所得者に対する利用者負担軽減対策	施設などにおける食費・居住費の補足給付や社会福祉法人等利用者負担軽減など、引き続き、利用者負担軽減対策の制度について、制度の対象者となり得るサービス利用者に対して周知を図るとともに、社会福祉法人等に対しても制度の周知及び未実施法人への実施勧奨を併せて行います。				引き続き、事業者向け集団指導において、リーフレットを配布し周知を図った。また、未実施法人の制度参加及び利用者の利用促進につなげるため、効果的な周知方法について検討した。	○	【課題】 社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業に対する事業参加法人は100%に達しておらず、より多くの社会福祉法人等に事業参加してもらうことが課題である。また、軽減対象となり得る未利用者に対しても利用の周知を促す必要がある。 【対応策】 引き続き、利用者負担軽減対策の制度について、制度の対象者となり得るサービス利用者に対して周知を図るとともに、社会福祉法人等に対しても制度の周知及び未実施法人への実施勧奨を併せて行う。